

令和7年度版

子ども支援ガイドブック



久留米市



電子版はこちらから

ガイドブックの作成にあたって

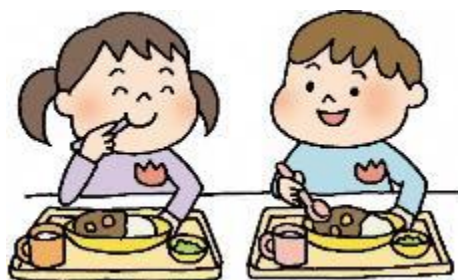
この「久留米市子ども支援ガイドブック」は、福祉、保育、教育の関係者が、子どもの支援に係る情報を把握し、各家庭や子どもの状況に応じ制度を紹介したり、関係機関へつないだりするなど、具体的な支援に活用する資料として作成しました。

掲載した内容は、

- 子どもの育ちや学びの段階、各家庭の状況に応じて利用できる支援制度について
 - 就学支援制度や、修学に必要な費用、具体的な支援制度について
 - 支援に関する諸制度や関係機関についての相談窓口について
- 等です。



この資料をもとに、支援施策の分野にとらわれず、相互に連携し、横断的な支援ができるよう、また社会全体で子どもの成長を支える仕組みづくりの一助になればと願っています。



*この資料は、令和7年度末現在のデータをもとに作成したものです。記載した内容の詳細については、サービス・制度等を所管する機関・団体等に必ずお問い合わせの上、ご確認ください。

1 ライフステージごとの支援

妊娠・誕生から小学校入学前まで	1
小学校から中学校まで	2
高校進学にかかる費用とスケジュール	3
大学・専門学校等の進学にかかる費用とスケジュール	4
就職から介護サービスまで	5
久留米市の子育て支援 年齢別支援図	6

2 状況が変化したら

7

3 妊娠中・出産期のサポート

◆届出・健診に関すること

妊娠届・親子（母子）健康手帳の交付

妊婦訪問

妊婦健康診査

妊婦歯科健康診査

8

プレパママ教室・すこやかマタニティ教室・マタニティ食事教室

マタニティ交流会

妊娠 8 か月面談

◆相談に関すること

女性の健康相談

9

妊娠ほっとライン

◆その他

エンゼル支援訪問事業（産前産後ヘルパー派遣）

10

家事・育児訪問支援事業

久留米市不育症検査・治療費用助成事業

久留米市先進医療不育症検査費用助成事業

11

初回産科受診料支援事業

助産施設

12

4 出産後のサポート

◆届出・手当に関すること

出生届の提出

マイナンバーカードの申請

出生連絡票の提出

13

出産育児一時金の支給

産前産後期間の国民年金保険料免除

産前産後期間の国民健康保険料（所得割額と均等割額）免除

14

出産手当金

子ども医療費助成制度

未熟児養育医療

15

児童手当

◆健診に関すること

産婦健康診査 16

新生児聴覚検査

新生児および産婦訪問

乳幼児健康診査（歯科含む） 17

予防接種

◆育児支援・相談に関すること

多胎児育児支援教室・産前産後サポート事業 18

産後ケア事業

低出生体重児育児支援教室

乳幼児・保護者の健康相談 19

離乳食教室

子ども総合相談

◆その他

小児救急医療電話相談（#8000） 20

久留米広域小児救急センター

すくすくローン（出産・育児支援資金融資制度） 21

5 子育て期のサポート

◆子育て支援事業

地域子育て支援センター

校区・地域子育てサロン

子育て交流プラザくるるん 22

児童センター

一時預かり 23

ファミリー・サポート・センター

身近な地域の子育てサークルなど 24

病児保育 25

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ・親子入所等支援） 26

学童保育所

こども食堂 27

◆保育所・幼稚園・認定こども園の入所に関すること

保育所・認定こども園（保育所部分）の入所手続

保育料について 29

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の入園手続

休日保育 30

保育所・認定こども園での一時預かり 31

◆発達支援・教育相談に関すること

子どもの発達に関する相談（乳幼児が対象）

発達支援事業（乳幼児が対象）

子ども発達相談教室（小学生が対象） 32

就学相談事業（就学前年長児・小・中学生が対象） 33

いじめ、不登校などについての相談

小・中学校通級指導教室

33

校外教育支援教室「らるご久留米」（小・中学生が対象）

34

フリースクール

子どもの福祉や児童虐待の相談・通告

35

6 就学・進学にかかる費用と奨学金・福祉制度

◆小学校・中学校進学にかかる費用

小学校

36

中学校

◆就学・進学のための費用の貸与・給付

生活保護制度（教育扶助）

就学援助

37

高等学校等就学支援金制度

38

高校生等奨学給付金

39

久留米市奨学金

40

奨学金一覧

41

民間団体の奨学金制度一覧

47

久留米市若年者専修学校等技能習得資金貸与制度

進学・就職準備給付金

50

勤労学生控除（所得税／市・県民税）

生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）

51

◆子どもの学習・生活支援など

ヤングケアラーに関する相談

子どもの学習・生活支援事業

52

7 自立・就労のためのサポート

生活困窮者自立支援事業

53

生活保護

ハローワーク久留米（久留米公共職業安定所）

ハローワーク久留米マザーズコーナー

54

久留米市ジョブプラザ

福岡県ママと女性の就業支援センター

しごと相談カフェ

55

若者相談窓口「みらくる」

福岡県若者就職支援センター 筑後ランチ

筑後若者サポートステーション

56

福岡県中高年就職支援センター

生活支援制度（融資）

57

生活福祉資金貸付制度

市営住宅

58

男女平等推進センター

家庭子ども相談課

59

生活・法律・こころの無料相談会

60

8 ひとり親世帯へのサポート

◆就業支援に関すること

ひとり親就業支援（ひとり親サポートセンター事業）

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度

61

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

◆その他、生活支援等

児童扶養手当

62

ひとり親家庭等医療費助成事業

母子父子寡婦等福祉相談

母子父子寡婦福祉資金貸付事業

63

ひとり親家庭日常生活支援事業

母子生活支援施設

ひとり親家庭等の子どもの居場所

65

養育費確保支援事業

ひとり親控除（所得税／市・県民税）

66

9 外国人の方へのサポート

◆在住外国人支援事業

久留米市外国人相談窓口

福岡出入国在留管理局による相談窓口

外国人のための「日本語教室」

外国人のための無料相談会

外国人のための久留米市生活ガイド

67

10 病気・障害がある方への支援

◆手帳制度

身体障害者手帳

精神障害者保健福祉手帳

療育手帳

◆相談に関すること

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

68

久留米市障害者基幹相談支援センター

こころの健康相談

こころの相談カフェ

69

障害児等療育支援事業

発達障がい者支援センター

70

◆医療と訓練・リハビリテーション

自立支援医療（育成医療）

自立支援医療（精神通院医療）

小児慢性特定疾病医療費助成制度 71

障害児通所支援給付事業

日中活動給付事業 72

心理リハビリテーション事業

◆手当・給付金に関すること

特別児童扶養手当 74

障害児福祉手当

特別支援教育就学奨励費 75

肢体不自由高校奨学生

重度障害者医療費助成制度 76

◆生活用具等に関すること

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

日常生活用具の給付

補装具の支給（購入・借受・修理） 77

◆在宅サービス等

障害児タイムケア事業

医療的ケア児（者）在宅レスパイト事業

医療的ケア短期入所事業 78

久留米市小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業

居宅介護等給付事業

短期入所給付事業 79

日中一時支援事業

◆住宅に関すること

住宅改造費の助成 ①福岡すみよか事業 ②日常生活用具給付事業

◆交通・移動・外出に関すること

移動支援事業 80

11 高齢者や認知症の人がいる方への支援

地域包括支援センター（総合相談窓口）

介護保険サービスの利用方法 81

成年後見制度 82

12 窓口一覧

相談窓口一覧 83

保育所・幼稚園・認定こども園一覧 84

問い合わせ先一覧 88

① ライフステージごとの支援

妊娠・誕生から小学校入学前まで

妊娠・出産～小学校入学前までの子育て・教育にかかるおおよその費用、子育て支援制度を提示しています。詳しい内容は記載ページをご覧ください。

費用

妊娠・出産にかかる費用のめやす

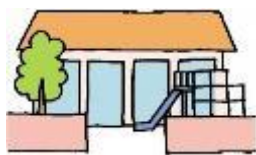
妊娠中の健診費用	約 11 万円
出産・入院費	約 40～50 万円
＊病院等によって異なります。	



認可保育所・認定こども園の保育料のめやす

○保育所・認定こども園（保育）	（月額）
3歳未満	0～49,800 円
3歳児以上	0 円
○認定こども園（教育）	
3歳以上	0 円

届出保育施設の保育料のめやす
（月額） 20,000 円～40,000 円程度
＊月齢、保育時間等により異なります。
＊詳しくは各施設にお問い合わせください。



幼稚園の入園料・保育料のめやす

入園料	20,000 円～60,000 円程度
保育料（月額）	5,000 円～10,000 円程度
＊支給認定を必要とする認可幼稚園の保育料は無償となります。	
＊別途、制服代、教材費・施設費等がかかります。	
預かり保育料（実施園のみ）	
＊料金や時間は園によって異なります。	

妊娠

出産・育児

幼稚園

支援

妊娠がわかったら

◇親子（母子）健康手帳交付	⇒ 8 ページ
◇妊婦健康診査	⇒ 8 ページ
◇妊婦歯科健康診査	⇒ 8 ページ
◇産前産後ヘルパー派遣	⇒ 10 ページ
◇助産施設	⇒ 12 ページ

出産したら

◇出産育児一時金の支給	⇒ 14 ページ
◇産前産後免除（国民年金）	⇒ 14 ページ
◇産前産後免除（国民健康保険）	⇒ 14 ページ
◇出産手当金	⇒ 15 ページ
◇子ども医療費助成制度	⇒ 15 ページ
◇児童手当	⇒ 16 ページ
◇産婦健康診査	⇒ 16 ページ
◇新生児聴覚検査	⇒ 17 ページ

子どもの健康や発達、病気予防に関すること

◇新生児および産婦訪問	⇒ 17 ページ
◇乳幼児健康診査	⇒ 17 ページ
◇予防接種	⇒ 18 ページ
◇子どもの発達相談	⇒ 32 ページ
◇発達支援事業	⇒ 32 ページ

子育てをする保護者への支援

◇地域子育て支援センター	⇒ 22 ページ
◇子育て交流プラザくるるん	⇒ 22 ページ
◇児童センター	⇒ 23 ページ
◇一時預かり	⇒ 23 ページ
◇ファミリー・サポート・センター	⇒ 24 ページ

保育所・幼稚園・認定こども園の入所（園）

◇保育所等の入所手続	⇒ 29 ページ
◇保育料	⇒ 29 ページ
◇幼稚園等の入園手続	⇒ 30 ページ

小学校から中学校まで

小学校から中学校までの教育にかかるおおよその費用、支援制度を提示しています。詳しい内容は記載ページをご覧ください。

費用

小学校の1年間でかかる費用のめやす

◇学年別平均（公立）

1年生	395,394 円
2年生	297,710 円
3年生	318,916 円
4年生	359,778 円
5年生	392,755 円
6年生	432,708 円

◇小学校平均 366,599 円の内訳

学校教育費	74,336 円
学校給食費	35,774 円
学校外活動費	256,489 円

* 文部科学省「令和5年度子供の学習費調査」より

学童保育の利用料のめやす

◇月額 5,000～8,000 円

（延長・土曜保育利用により異なる）

* 生活保護受給世帯・就学援助認定世帯は利用料の減額あり

中学校の1年間でかかる費用のめやす

◇学年別平均（公立）

1年生	545,239 円
2年生	493,569 円
3年生	607,325 円

◇中学校平均 542,450 円の内訳

学校教育費	150,761 円
学校給食費	35,671 円
学校外活動費	356,018 円

* 文部科学省「令和5年度子供の学習費調査」より

支援

小学校・中学校での学習に必要な費用の支援

◇就学援助 ⇒37 ページ

放課後や休日の子どもの活動の場

◇児童センター ⇒23 ページ

◇学童保育所 ⇒27 ページ

子どもの発達や生活に関する相談の場

◇子ども総合相談 ⇒20 ページ

◇子ども発達相談教室 ⇒32 ページ

◇就学相談事業 ⇒33 ページ

◇いじめ、不登校などについての相談 ⇒33 ページ

◇通級指導教室 ⇒33 ページ

◇校外教育支援教室「らるご久留米」 ⇒34 ページ

◇若者相談窓口「みらくる」 ⇒56 ページ

◇こころの健康相談 ⇒69 ページ

小学校入学

中学校入学



高校進学にかかる費用とスケジュール

高校入学までに必要な費用のめやすを示しています。費用負担が難しい家庭の生徒に対して、高校進学を支援する奨学金や福祉の制度があります。ただし、申請から給付・貸与までには一定の期間が必要なので、早めに申請窓口にご相談等が必要です。



* 文部科学省「令和 5 年度子供の学習費調査」より

大学・専門学校等の進学にかかる費用とスケジュール

高校修学および大学・専門学校までの進学にかかるおおよその費用、支援制度を提示しています。
詳しい内容は記載ページをご覧ください。

7月 三者面談
志望校を決定

大学受験のめやす (注1)

大学入学共通テスト (3教科以上受験)	18,000 円
国立大2次試験	約 17,000 円
私立大学 (医・歯学部を除く一般入試)	約 35,000 円
(医・歯学部一般入試)	2万～6万円
(共通テスト利用入試)	約 15,000 円
私立専門学校	約 1万～3万円

入学初年度に必要な学費のめやす (注2)

国立大学	834,860 円
私立文系	1,212,235 円
理系	1,602,053 円
医・歯学部	4,779,143 円
専門学校 工業・交通・建築	約 120～130 万円
ビジネス・語学・行政	約 100～130 万円
医療・介護福祉	約 100～180 万円
飲食・サービス	約 120～180 万円
理容・スポーツ	約 130～140 万円
教育・児童福祉	約 120 万円
マスコミ・ファッション・エンターテインメント	約 120～140 万円
自然・環境	約 130 万円

大学4年間の学費平均 (注2)

国立大学	約 245 万円
私立文系	約 419 万円
理系	約 568 万円
医・歯学部 (6年で計算)	約 2,324 万円

高校3年

「交通遺児育英会奨学金」予約募集	42 ページ
「あしなが育英会奨学金」予約募集	43 ページ
日本学生支援機構奨学金 (予約採用)	45 ページ

大学・専門学校

母子父子寡婦福祉資金貸付事業	60 ページ
----------------	--------

日本学生支援機構奨学金 (在学・緊急募集)	45 ページ
-----------------------	--------

民間団体の奨学金制度	47 ページ
------------	--------

【専修学校一般課程・高等課程、専門学校の場合】	
福岡県高等学校奨学金 (高等専門学校)	41 ページ
勤労学生控除 (所得税／市・県民税)	51 ページ
生活福祉資金貸付制度	51 ページ

(注1)
大学入学共通テスト検定料以外は、各大学HPを基に算出した平均値

(注2)
文部科学省「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」、「令和3年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額」等より

就職から介護サービスまで

就職、介護サービスにかかるおおよその費用と支援制度を提示しています。詳しい内容は記載ページをご覧ください。

介護サービス利用にかかる費用のめやす

() は利用者負担 1 割の場合のめやす

介護予防・生活支援サービス事業

◇訪問型サービス

身体援助訪問サービス（身体ヘルプ）月単位定額

週 1 回	11,760 円 (1,176 円)
週 2 回	23,490 円 (2,349 円)
週 3 回	37,270 円 (3,727 円)

元気援助訪問サービス（元気ヘルプ）月単位定額

週 1 回	10,410 円 (1,041 円)
週 2 回	22,360 円 (2,236 円)
週 3 回	36,360 円 (3,636 円)

生活援助訪問サービス（生活ヘルプ）1 回につき

2,560 円 (256 円) ※月 3 回まで

生活援助訪問サービス（生活ヘルプ）月単位定額

週 1 回	10,230 円 (1,023 円)
週 2 回	20,460 円 (2,046 円)
週 3 回	30,700 円 (3,070 円)

◇通所型サービス

介護予防通所サービス（予防デイ）1 回につき

事業対象者・要支援 1 4,360 円 (436 円)

要支援 2 4,470 円 (447 円)

元気向上通所サービス（元気デイ）1 回につき

(2 時間以上 3 時間未満)

事業対象者・要支援 1 1,930 円 (193 円)

要支援 2 3,850 円 (385 円)

(3 時間以上 5 時間未満)

事業対象者・要支援 1 2,100 円 (210 円)

要支援 2 4,320 円 (432 円)

介護保険サービス（一部掲載）

◇通所介護（デイサービス）

サービス費用のめやす 1 回につき

例) 要介護 3 (7 時間以上 8 時間未満) 9,000 円 (900 円)

◇通所リハビリテーション（デイケア）

サービス費用のめやす 1 回につき

例) 要介護 3 (7 時間以上 8 時間未満) 10,460 円 (1,046 円)

◇訪問介護（ホームヘルプ）

サービス費用のめやす 1 回につき

(要介護 1～5 の方)

身体介護中心 (30 分～1 時間未満) 3,870 円 (387 円)

要介護 1～5 の方

生活援助中心 (45 分以上) 2,200 円 (220 円)

◇訪問入浴介護

(要介護 1～5 の方) (1 回につき) 12,660 円 (1,266 円)

◇訪問リハビリテーション

(要介護 1～5 の方) (1 回につき) 3,080 円 (308 円)

◇訪問看護

(要介護 1～5 の方) 30 分未満 (1 回につき) 4,710 円 (471 円)

◇介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

例) 要介護 3 (30 日の場合) 219,600 円 (21,960 円)

◇認知症対応型共同生活介護

例) 要介護 3 (1 日につき) 8,120 円 (812 円)

就職

就職を希望する人の支援

◇ハローワーク久留米 ⇒54 ページ

◇久留米市ジョブプラザ ⇒55 ページ

◇福岡県若者就職支援センター ⇒56 ページ

◇筑後若者サポートステーション ⇒56 ページ

職場などでの人間関係やストレス等による悩みや不安についての相談

◇こころの健康相談 ⇒69 ページ

結婚

子育て中の方の就職支援

◇ハローワーク久留米マザーズコーナー ⇒54 ページ

◇福岡県ママと女性の就業支援センター ⇒55 ページ

◇しごと相談カフェ ⇒55 ページ

配偶者や恋人等からの暴力があるときの支援

◇男女平等推進センター ⇒59 ページ

◇家庭子ども相談課 ⇒59 ページ

中年・高齢期

借金問題、労働問題、損害賠償等についての相談

◇生活・法律・こころの無料相談会 ⇒60 ページ

家族に障害者や高齢者がいる場合の支援

◇身体障害者手帳 ⇒68 ページ

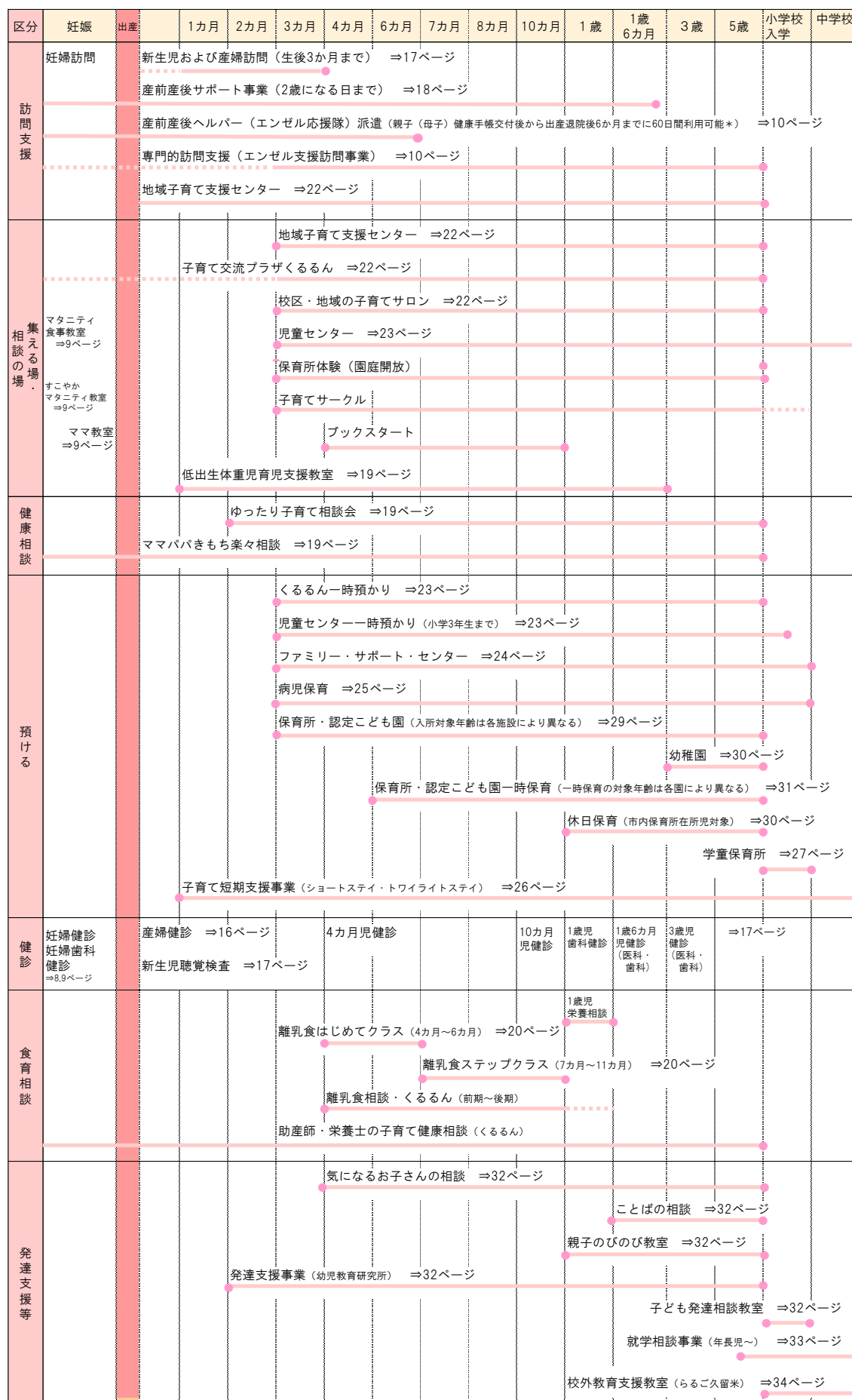
◇精神障害者保健福祉手帳 ⇒68 ページ

◇重度障害者医療費助成制度 ⇒76 ページ

◇地域包括支援センター ⇒81 ページ

◇成年後見制度 ⇒82 ページ

久留米市の子育て支援 年齢別支援図



*エンゼル応援隊派遣はお子さんが多胎児、低出生体重児の場合、2歳になる日までに最高90日利用できます。

② 状況が変化したら

◆子育ての手助けが欲しいとき

- エンゼル支援訪問事業 ⇒10ページ
- 産前産後サポート事業 ⇒18ページ
- 産後ケア事業 ⇒19ページ

◆生活に困ったとき

- 生活困窮者自立支援事業 ⇒53ページ
- 生活保護 ⇒54ページ
- 生活福祉資金貸付制度 ⇒58ページ

◆教育費に困ったとき

- 就学援助 ⇒37ページ
- 高校生等奨学給付金 ⇒39ページ
- 各種奨学金 ⇒41ページ

◆ひとり親家庭になったとき

- ひとり親就業支援 ⇒61ページ
- 児童扶養手当 ⇒62ページ
- ひとり親家庭等医療費助成事業 ⇒63ページ
- 母子父子寡婦等福祉相談 ⇒63ページ
- ひとり親控除（所得税／市・県民税） ⇒66ページ

◆子どもが病気になったとき

- 小児救急医療電話相談 ⇒20ページ
- 久留米広域小児救急センター ⇒21ページ
- 病児保育 ⇒25ページ
- 小児慢性特定疾病医療費助成制度 ⇒68ページ

◆子どもの発達が気になるとき

- 子どもの発達に関する相談 ⇒32ページ
- 発達支援事業 ⇒32ページ
- 子ども発達相談教室 ⇒32ページ
- 就学相談事業 ⇒33ページ
- 小・中学校通級指導教室 ⇒33ページ
- 障害児等療育支援事業 ⇒70ページ

◆子どもの不登校や非行、虐待等に悩んだとき

- いじめ・不登校などについての相談 ⇒33ページ
- 校外教育支援教室「らるご久留米」 ⇒34ページ
- 子どもの福祉や児童虐待の相談・通告 ⇒35ページ
- こころの健康相談 ⇒69ページ

◆仕事をしたいと思ったとき

- ハローワーク久留米 ⇒54ページ
- ハローワーク久留米マザーズコーナー ⇒54ページ
- 久留米市ジョブプラザ ⇒55ページ
- 福岡県ママと女性の就業支援センター ⇒55ページ
- しごと相談カフェ ⇒55ページ

③ 妊娠中・出産期のサポート

◆届出・健診に関すること

妊娠届・親子（母子）健康手帳の交付

妊娠中から出産後の母子の健康、発育経過を記録する親子（母子）健康手帳をお渡しします。妊婦への面談後に、妊娠支援給付金（1回目）申請書（妊婦1人あたり5万円）をお渡しします。

【手続きに必要なもの】

妊娠届出書（妊娠届出書は受付窓口にも用意しています。）

【配布物】

親子（母子）健康手帳（カバー付）、妊婦健康診査受診票（助成券）（14回分）、産婦健康診査受診票（助成券）等

妊婦訪問

保健師や助産師が妊婦の家庭を訪問し、指導や助言を行うことで、不安を除き、安心して出産・育児に臨めるようにします。

【対象者】

出産・育児に向けて支援が必要な妊婦

久留米市役所 こども子育てサポートセンター
TEL：0942-30-9302 FAX：0942-30-9718
各保健センター等でも受け付けています（→84ページ）

妊婦健康診査

親子（母子）健康手帳交付時に、妊婦健康診査を受けられる14回分の受診票（助成券）をお渡しします。

【実施内容】

福岡県・佐賀県・大分県の医師会に所属する医療機関および福岡県内の指定助産所で使用できます（健診の内容によっては自己負担あり）。里帰り等のため受診票（助成券）が使用できない医療機関を受診した場合には、後日申請すると、負担した妊婦健康診査費の一部助成が受けられます（償還払い）。

【里帰り償還払い申請手続】

出産日または健診を最後に受診した日から6か月以内に、親子（母子）健康手帳、妊婦健康診査受診票（助成券）、医療機関が発行した領収書、本人名義（受診者）の預金通帳を持参し、こども子育てサポートセンターで手続きをしてください。

【多胎妊婦は追加補助5回分】

14回分の受診票（助成券）以上の妊婦健康診査が必要な多胎妊婦が、15回以上の健診を受ける際の健診料を1回5,100円、最大5回分追加補助します（償還払い）

妊婦歯科健康診査

親子（母子）健康手帳交付時に、妊婦歯科健康診査1回分の受診票（助成券）をお渡しします。

久留米市内の受託歯科医療機関で使用できます。

久留米市役所 こども子育てサポートセンター
TEL：0942-30-9731 FAX：0942-30-9718

プレパママ教室・すこやかマタニティ教室・マタニティ食事教室

妊娠や出産、子育てへの不安を解消するために、妊婦とその家族のための教室を実施しています。

- ①プレパママ教室：沐浴実習、妊婦体験、保健師の講話
 - ②すこやかマタニティ教室：助産師の講話、グループワーク
 - ③マタニティ食事教室：講話（妊娠中の食事・子育て体験談）等
- *①②③いずれも予約が必要です。参加費は無料

【対象者】

- ①久留米市内に在住の妊婦とその家族
- ②久留米市内に在住の35歳以上の初妊婦とその家族
- ③久留米市内に在住の妊婦とその家族

久留米市役所 こども子育てサポートセンター
TEL：0942-30-9731 FAX：0942-30-9718

マタニティ交流会

子育て支援センターで妊婦同士の交流や保育士・保健師からの講話を実施しています。予約制で、参加費は無料です。

【対象者】

久留米市内に在住の妊婦

妊娠8か月面談

妊娠7か月頃に妊婦にアンケートを送信し、希望者に対しオンラインまたは対面における面談を実施します。

久留米市役所 こども子育てサポートセンター
TEL：0942-30-9302 FAX：0942-30-9718

◆相談に関すること

女性の健康相談

女性の体に伴う悩み（不妊・避妊・家族計画・更年期症状・産婦人科の病気・心身の健康）について、助産師が相談に応じます。予約が必要です。

【実施内容】

年間4回実施。会場：久留米市保健所（商工会館4階）
*相談は無料です。

久留米市役所 こども子育てサポートセンター
TEL：0942-30-9731 FAX：0942-30-9718

妊娠ほっとライン

「思いがけず妊娠してしまった」、「産みたいけど育てる自信がない」、「経済的なことで悩んでいる」など、妊娠に関する様々な悩みに助産師や保健師が専用電話やメール等による相談に応じます。LINE チャットボット（自動応答サービス）にて、お悩みに近い選択肢に対して、内容に応じた応答メッセージが表示されるサービスも開始しています。詳しくはホームページをご確認ください。

【電話相談】

月～水・金曜日 8時30分～17時15分／木曜日のみ19時まで

*年末年始、土日祝日を除く

妊娠ほっとライン

TEL：0942-30-9345 メール：ninsin@city.kurume.lg.jp

◆その他

エンゼル支援訪問事業

①産前産後ヘルパー（エンゼル応援隊）派遣：産前産後で家事・育児を行うことが困難な家庭に対し、その援助を行うヘルパーを派遣します。

【派遣日数・時間】

親子（母子）健康手帳交付後から退院後6か月以内に60日まで（多胎児・低出生体重児（2,500g未満）の場合は2歳になる日までに90日）、9時～17時までの1日4時間以内（1日1回。送迎は1日2回利用可）

【利用料（1時間あたり）】

一般世帯：500円

市民税非課税世帯、生活保護世帯：無料

【援助内容】

- ・乳幼児の育児（沐浴・保育・保育所などの送迎）
- ・家事（調理・衣類の洗濯・住居の掃除・生活必需品の買い物他）

②専門的訪問支援：育児疲れやストレス等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭または虐待のおそれのある家庭等に対し、保育士・保健師等が訪問し、育児の相談支援を行います。

久留米市役所 松柏子育て支援センター（野中町690 松柏保育園内）

TEL/FAX：0942-33-5360 メール：syou-si@city.kurume.lg.jp

家事・育児訪問支援事業

家事・育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭（原則 18 歳までの子どもがいるご家庭が対象）や妊婦さんがいる家庭を支援員（ヘルパー）が訪問して、家事・育児を支援します。

【利用ルール（原則）】

＜利用時間＞午前 8 時 30 分～午後 6 時まで

＜利用期間＞3 か月以内で平日の利用（年始年末（12/29～1/3）を除く）

＜利用上限＞週 2 回、1 日当たり 1 回、2 時間以内

【利用負担額】

世帯区分	利用者負担額（A+B）	
	A：1 時間当たり	B：1 時間当たり
①生活保護世帯	0 円	0 円
②市民税非課税世帯	0 円（300 円）	0 円（190 円）
③市民税所得割課税額 7,101 円未満世帯	0 円（600 円）	0 円（370 円）
④その他の世帯	1,500 円	930 円

※②については年間 96 時間、③については年間 48 時間を超えるとカッコ内の額になります。

【利用の流れ】

- ・まずはお問合せください。市職員がご自宅に訪問し詳細を聞き取るための日程調整を行います。
- ・市職員の訪問時、利用をご希望される場合は申請書を提出いただきます。
- ※ご家庭の状況によっては、他の支援サービスをご案内する場合があります。

久留米市不育症検査・治療費用助成事業

不育症に悩む方を支援するため、不育症の検査や治療に要した費用の一部を助成しています。

【対象となる検査・治療、助成額】

- ・医療保険各法の規定に基づく保険給付が適用されない、別表 1 に定める不育症の検査及び治療（別表 1 はお問い合わせやホームページでご確認ください）
- ・医療保険適用外（全額自己負担）の不育症の検査・治療に要する費用の 2 分の 1 で上限 5 万円。

久留米市先進医療不育症検査費用助成事業

不育症に悩む方を支援するため、先進医療として告示されている不育症検査に要した費用の一部を助成しています。

【対象となる検査・助成額】

- ・先進医療として告示されている検査
 - ①令和 4 年 1 2 月 1 日より先進医療として適用となった「流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）」
 - ②令和 7 年 6 月 1 日より先進医療として適用となった「抗ネオセルフ β2 グリコプロテイン I 複合体抗体検査」
- ・1 回の検査に係る費用の 7 割に相当する額で上限 6 万円

久留米市役所 こども子育てサポートセンター
TEL：0942-30-9731 FAX：0942-30-9718



初回産科受診料支援事業

市民税非課税世帯の妊婦が、産科医療機関等を初回受診（妊娠判定を受けるための受診）する際に必要な費用を助成します。

【助成対象】

- ・ 初回産科受診料の一部または全部（上限 1 万円）
※保険診療となった場合は対象外。

久留米市役所 こども子育てサポートセンター
TEL：0942-30-9731 FAX：0942-30-9718

助産施設

経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦の方を、市が委託した助産施設で受け入れます。

久留米市役所 家庭子ども相談課
TEL：0942-30-9063 FAX：0942-30-9718



4 出産後のサポート

◆届出・手当に関すること

出生届の提出

出生から14日以内（出生日含む）に、住所地・本籍地・出生地のいずれかの市町村に出生届を提出してください。

【手続きに必要なもの】

- ・出生証明書
- ・親子（母子）健康手帳

久留米市役所 市民課

TEL：0942-30-9099 FAX：0942-30-9758

各総合支所、市民センターでも受け付けています（→88 ページ）

マイナンバーカードの申請

交付を希望される場合は、申請が必要です。

《出生届出と同日に申請をされる場合》

（夜間・休日窓口で出生届出をされた場合は、翌開庁日）

出生届を提出する市町村で申請が必要です。

【手続きに必要なもの】

- ・「個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書」（法定代理人が記載したものに限る）
- ・出生届出済証明

《出生届出をされた翌日以降に申請をされる場合》

（夜間・休日窓口で出生届出をされた場合は、翌々開庁日）

【手続きに必要なもの】

申請方法により異なりますので、
マイナンバーカードコールセンター
にてご確認ください。

久留米市役所 マイナンバーカードコールセンター

TEL：0942-30-9229 FAX：0942-30-9758

各総合支所、市民センターでも受け付けています
（→88 ページ）

出生連絡票の提出

親子（母子）健康手帳交付時に、お渡しした出生連絡票を市の窓口に提出してください。その際に、こども予防接種セットをお渡しし、予防接種や新生児訪問、乳幼児健診等についてお伝えします。

【手続きに必要なもの】

出生連絡票（母子健康手帳カードの右半分）

【こども予防接種セットの内容】

予防接種予診票つづり、予防接種と子どもの健康（説明書）、各種事業案内、パンフレット、その他

久留米市役所 こども子育てサポートセンター

TEL：0942-30-9302 FAX：0942-30-9718

各保健センター等、市民センター（上津除く）でも受け付けています（→88 ページ）

出産育児一時金の支給

国民健康保険や社会保険等の加入者が妊娠 12 週（85 日）以上で出産したとき、出産育児一時金として 50 万円または 48 万 8 千円を支給します。なお、85 日以上の出産であれば、流産・死産も支給対象となります。

【支給金額】

50 万円。ただし、産科医療補償制度に未加入の医療機関での出産、妊娠 22 週未満での出産は、48 万 8 千円。

社会保険等の加入者は、職場の担当者または健康保険の保険者へ
久留米市国民健康保険加入者は 久留米市役所 健康保険課まで
TEL：0942-30-9029 FAX：0942-30-9751
各総合支所市民福祉課、市民センターでも受け付けています（→88 ページ）

産前産後期間の国民年金保険料免除

産前産後期間の国民年金保険料免除

国民年金第 1 号被保険者が出産したとき、出産（予定日）前後の 4 ヶ月間（多胎は 6 ヶ月間）の国民年金保険料が免除となります。出産予定日の 6 ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

【手続きに必要なもの】

親子（母子）健康手帳、基礎年金番号がわかるもの、本人確認書類

久留米市役所 医療・年金課
TEL：0942-30-9032 FAX：0942-30-9107
各総合支所市民福祉課、市民センターでも受け付けています（→88 ページ）

産前産後期間の国民健康保険料（所得割額と均等割額）免除

令和 5 年 11 月以降に出産予定の国民健康保険被保険者が対象です。

出産（予定日）前後の 4 ヶ月分（多胎は 6 ヶ月分）の出産被保険者に係る国民保険料が免除となります。出産予定日の 6 ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

【手続きに必要なもの】

親子(母子)健康手帳（出産（予定日）や多胎妊娠が分かるもの）、世帯主と出産する方の個人番号カード又は通知カード、本人確認書類

久留米市役所 健康保険課
TEL：0942-30-9030 FAX：0942-30-9751
各総合支所市民福祉課でも受け付けています（→88 ページ）
（市民センターでは受け付けできません）

出産手当金

健康保険組合・協会けんぽ・共済組合等（国民健康保険は除く）の被保険者本人が、出産のために仕事を休み、その間に給与の支払いを受けなかった場合に、健康保険から被保険者へ出産手当金が支給されます。

【支給方法】

被保険者が、加入中の健康保険にて支給申請を行います。詳細は保険者にお問い合わせください。

【支給額】

休業1日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する額

【支給期間】

産休期間中で、会社を休んだ日数分を支給

＊産休：出産日（出産予定日より遅れた場合は予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から、出産日の翌日以降56日目までの産前産後の休業期間

加入中の健康保険の保険者へ（健康保険被保険者証に記載）

子ども医療費助成制度

市内にお住いの中学3年生までのお子さまを対象に、医療機関に入院・通院した場合の医療費の一部を市が助成することで、窓口での自己負担額を軽減する制度です（所得制限なし）。

【自己負担の上限額】

1つの医療機関ごとの窓口で支払う金額は、以下の額が上限となります。なお、健康保険が適用されない診療や、入院時の食事代、部屋代などは医療費助成の対象外となり、別途自己負担となります。

児童の年齢	通院	入院	調剤薬局
小学校就学前まで	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし
小学生	1か月1,000円		
中学生	1か月1,600円		

久留米市役所 医療・年金課

TEL：0942-30-9034 FAX：0942-30-9107

各総合支所市民福祉課、市民センターでも受け付けています（→88ページ）

未熟児養育医療

養育のため医療機関に入院することが必要な子どもに対し、医療費の支給があります。

- ①出生時体重が2,000g以下の子ども
- ②生活力が特に薄弱であって規定の症状を示す子ども

【支給内容】

指定医療機関に入院中の医療費（健康保険適用分）と食事療養費（ミルク代）。

おむつ代、衣料代などは支給対象外。

久留米市役所 こども子育てサポートセンター

TEL：0942-30-9731 FAX：0942-30-9718

児童手当

児童を養育している保護者に手当が支給されます。

【対象者】

18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日（高校生年代）までの児童を養育している、国内に居住する父母等

＊父母が離婚協議中などにより別居している場合、児童と同居している方に優先的に支給

【支給方法】

口座振込（2 月、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月）＊前月までの 2 か月分を支給

【支給金額】

児童の年齢	児童手当月額（1 人あたり月額）
3 歳未満	15,000 円
3 歳以上高校生年代	10,000 円
第 3 子以降（全年齢）	30,000 円

＊「第 3 子以降」とは、大学生年代（22 歳年度末）までの養育している児童のうち 3 番目以降をいいます。

＊所得制限はありません。

久留米市役所 家庭子ども相談課

TEL：0942-30-9066 FAX：0942-30-9718

各総合支所市民福祉課、市民センターでも受け付けています（→88 ページ）

◆健診に関すること

産婦健康診査

産後 2 週間および 1 か月健診の産婦健康診査費の一部助成が受けられます。

【実施内容】

久留米市内の産科医療機関および助産所で使用できます（健診の内容によっては自己負担あり）。里帰り出産で市外医療機関を受診した場合には、後日申請すると負担した産婦健康診査費の一部助成が受けられます（償還払い）。

【里帰り償還払い申請手続】

最後に受診した日から 6 か月以内に、親子（母子）健康手帳、産婦健康診査受診票（助成券）、医療機関が発行した領収書、本人名義（受診者）の預金通帳を持参し、こども子育てサポートセンターで手続をしてください。令和 6 年度から電子申請での受付を開始しました。詳しくはホームページをご確認ください。

久留米市役所 こども子育てサポートセンター

TEL：0942-30-9731 FAX：0942-30-9718

新生児聴覚検査

初回の新生児聴覚検査に係る費用の一部助成（AABR、ABR 検査は上限額 3,000 円、OAE 検査は上限額 1,500 円）が受けられます。

【実施内容】

久留米市内の産科医療機関および助産所で使用できます（上限額との差額は自己負担）。
里帰り出産で市外医療機関を受診した場合には、後日申請すると負担した新生児聴覚検査費の一部助成が受けられます（償還払い）。

【里帰り償還払い申請手続き】

受診した日から 6 か月以内に、親子（母子）健康手帳、新生児聴覚検査受診票（助成券）、医療機関が発行した領収書、保護者名義の預金通帳を持参し、こども子育てサポートセンターで手続きをしてください。令和 6 年度から電子申請での受付を開始しました。詳しくはホームページをご確認ください。

久留米市役所 こども子育てサポートセンター
TEL：0942-30-9731 FAX：0942-30-9718

新生児および産婦訪問

保健師や助産師が、乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。面談後に、妊婦支援給付金（2 回目）申請書（子ども 1 人あたり 5 万円）をお渡しします。

【対象者】

生後 3 か月までの乳児がいるすべての家庭

【実施内容】

乳児の身体計測、産婦の体調管理、子育てのアドバイスや相談に対応します。原則として「出生連絡票」が提出された後、訪問担当者より直接連絡し、訪問します。

久留米市役所 こども子育てサポートセンター
TEL：0942-30-9302 FAX：0942-30-9718
各保健センター等でも受け付けています（→88 ページ）

乳幼児健康診査（歯科含む）

- ① 4 か月児健康診査（医科）
- ② 10 か月児健康診査（医科）
- ③ 1 歳 6 か月児健康診査（医科・歯科：希望者にはフッ化物塗布を実施）
- ④ 3 歳児健康診査（医科・歯科：希望者にはフッ化物塗布を実施）
- ⑤ 1 歳児歯科健康診査（希望者にはフッ化物塗布を実施）

【実施内容】

- ①②⑤：個別に受託医療機関にて受診
- ③④：個別に受託医療機関にて受診または集団で各保健センターにて受診

【費用】 無料

久留米市役所 こども子育てサポートセンター
TEL：0942-30-9731 FAX：0942-30-9718

予防接種

定期予防接種は、法律（予防接種法）で、ある年齢になったら接種することが望ましいと指定されているもので、接種費用は定められた期間内であれば無料です。

任意予防接種は、法律（予防接種法）での定めはなく、ワクチンのことをよく理解し、接種を希望した場合に接種できます。「インフルエンザ」などがあり、接種費用は全額自己負担ですが、「おたふくかぜ」の接種費用は、対象者の場合、一部助成されます。

【実施内容】

予診票（就学前に接種する分については、出生時に配布する「こども予防接種セット（13 ページ）」に在中）に必要事項を記入し、市内の受託医療機関、または福岡県予防接種広域化医療機関で接種できます。県外での接種は払い戻しの対象となる場合があります。

【費用】

定期予防接種は、各予防接種の対象期間内であれば無料

任意予防接種は全額または一部自己負担

久留米市保健所 保健予防課

TEL：0942-30-9730 FAX：0942-30-9833

◆育児支援・相談に関すること

多胎児育児支援教室・産前産後サポート事業

①多胎児育児支援教室：多胎児育児中、多胎妊娠中の方とその家族に対し、講演会や保護者交流会等を実施します。

②産前産後サポート事業：多胎児育児経験者が、病院・診療所および助産所または自宅などにうかがい、相談等をお受けします（病院訪問事業・訪問相談・外出時の補助等）。

【実施内容】

①場所・時間は適宜設定

②・病院訪問事業：年間 12 回実施

・訪問相談・外出時の補助等：自宅など 随時

【参加料】

①②ともに無料

久留米市役所 こども子育てサポートセンター

TEL：0942-30-9731 FAX：0942-30-9718

産後ケア事業

産婦と乳児を対象に、医療機関および助産院等において、宿泊または日帰りで母子のケアや授乳指導、育児指導を受けることができます。

【対象者】

久留米市に住民票がある産後1年以内の産婦と乳児

＊状況や受託医療機関によって、利用できる月齢などが異なります。詳しくは、お問い合わせまたはホームページ、事業案内にてご確認ください。

【実施場所】

市の委託する医療機関および助産院等

【メニュー・利用時間等】

- ①ショートステイ（宿泊型）：10時～翌10時まで。昼食・夕食・朝食の3食付。上限6泊7日
- ②デイサービス（日帰り型）：10時～16時まで。昼食付。上限7日

【利用料】

	市民税課税世帯	市民税非課税世帯及び生活保護世帯
ショートステイ（宿泊型）	2,200 円／1 泊 2 日	0 円／1 泊 2 日
デイサービス（日帰り型）	1,000 円／1 日	0 円／1 日

【申込み方法】

利用希望日の2週間前までに利用申請書を郵送、窓口または電子申請にて担当窓口にご利用申請書を提出してください。利用施設の調整等を行います。

久留米市役所 こども子育てサポートセンター
TEL：0942-30-9731 FAX：0942-30-9718

低出生体重児育児支援教室

小さく生まれた赤ちゃん（出生体重 2,000 g 未満）とその保護者の方々を対象にして、同じ悩みや不安を持つ保護者の方々の交流の機会の提供や、小さいお子さんに適した遊び等をご紹介します。

講話前後に身体計測や交流会も行っています。

久留米市役所 こども子育てサポートセンター
TEL：0942-30-9731 FAX：0942-30-9718

乳幼児・保護者の健康相談

- ①ゆったり子育て相談会：子どもの身体計測を行い、食事（離乳食）や健康に関する保護者からの相談を保健師・栄養士等がお受けします。
- ②ママパパきもち楽々相談：眠れない、イライラして子どもにあたってしまう等のメンタル面の悩みを軽減できるよう臨床心理士・心理相談員が相談をお受けします。

①ゆったり子育て相談会 ②ママパパきもち楽々相談 （②のみ要予約）
久留米市役所 こども子育てサポートセンター
①は包括支援チームへ TEL：0942-30-9302
②は母子保健チームへ TEL：0942-30-9731
FAX：0942-30-9718（①②共通）
各保健センター等でも受け付けています（→88 ページ）

離乳食教室

- ①離乳食教室（はじめてクラス）：離乳食についての講話、調理のデモンストレーション、試食
- ②離乳食教室（ステップクラス）：離乳食についての講話、質疑応答

【対象者】

- ①市内に在住の4～6か月児の保護者
- ②市内に在住の7～11か月児の保護者

【参加料】

- ①②いずれも無料

【持参するもの】

- ①親子（母子）健康手帳、筆記用具、託児用品等
- ②親子（母子）健康手帳、筆記用具

久留米市役所 こども子育てサポートセンター
TEL：0942-30-9731 FAX：0942-30-9718

子ども総合相談

子育てに関する疑問や不安について、助産師、保健師、社会福祉士、保育士、教育職、栄養士などが相談をお受けします。

【対象者】

妊産婦、乳幼児、学齢期以降の18歳までの児童および保護者

【受付時間】

月～金曜日8時30分～17時15分（休日・年末年始を除く）
木曜日（休日除く）は19時まで

久留米市役所 こども子育てサポートセンター
TEL：0942-30-9302 FAX：0942-30-9718

◆その他

小児救急医療電話相談（#8000）

休日・夜間の子どもの急な病気やけがなどの際、受診すべきがどうか迷ったときに、看護師または必要に応じて小児科医師がアドバイスします。

【相談内容】

子どもの急な病気（発熱、嘔吐、けいれん等）やけがの際の対応について

短縮番号（プッシュ回線・携帯電話）：#8000
短縮番号でつながらない場合：092-731-4119
相談時間：月～金曜日19時～翌朝7時
土曜12時～翌朝7時
日祝7時～翌朝7時
＊年末年始（12月29日1月3日）、お盆期間は
24時間受付

久留米広域小児救急センター

子どもの急な病気や重篤な症状で緊急を要する場合に、夜間の小児初期救急診療を実施しています。

【実施内容】

診察日：毎日（365 日）

診療時間：19 時～23 時（受付は 22 時 30 分まで）

開設場所：聖マリア病院地域医療支援棟 1 階（津福本町 422）

診療科目：小児科

久留米広域小児救急センター（聖マリア病院内）

TEL：0942-35-3322 FAX：0942-34-3115

すくすくローン（出産・育児支援資金融資制度）

福岡県が、出産・育児に関わる休暇等により家計所得が減少した方を対象に、出産・育児のために生ずる生計上必要な資金を融資します。

【対象者】

- 福岡県内に事業所のある同一の中小企業（常用従業員数 300 人以下）に 1 年以上勤務している方（出向・転籍など自己都合によらない転職の場合は、1 年未満でも対象）
- 福岡県内の同一住所に 1 年以上居住している方（結婚・転勤・住宅購入などのやむを得ない理由の場合は、1 年未満でも対象）
- 安定継続した収入があり、前年度税込み年収が 150 万円以上の方
- （一社）日本労働者信用基金協会の保証が得られる方
- 申込時の年齢が満 18 歳以上の方で最終ご返済時の年齢が満 81 歳未満の方

【実施内容】

融資金額：10 万円以上 300 万円以内（1 万円単位）

* 審査の上、融資できるかどうかを決定します。

九州労働金庫福岡県内各支店へ



⑤ 子育て期のサポート

◆子育て支援事業

地域子育て支援センター

センター内の子育てサロンでは親子で自由に遊ぶ場があり、子育てに関する講座を受けることができます。就学前の子育てに関する相談や子育てサークルの育成支援も行っています。

実施場所：市内9ヶ所

開所時間：日曜・祝日、年末年始を除く9時～17時

- ・子育てサロン：月～木曜日の9時30分～11時30分、13時～15時
金～土曜日の9時30分～12時（松柏のみ第4金曜除く）
- ・子育て相談：月～土曜日の9時～17時

松柏子育て支援センター（野中町 690）	TEL/FAX：0942-33-5360
白峯子育て支援センター（山口市ノ上町 3-33） （受託先法人：社会福祉法人 コスモス会）	TEL/FAX：0942-43-5200
荒木子育て支援センター（荒木町荒木 1484） （受託先法人：社会福祉法人 白鳥福祉会）	TEL/FAX：0942-26-0064
善導寺子育て支援センター（善導寺町飯田 562）	TEL/FAX：0942-47-2021
江南子育て支援センター（荘島町 11-1）	TEL/FAX：0942-33-4441
田主丸子育て支援センター（田主丸町常盤 1111-1）	TEL/FAX：0943-72-4550
北野子育て支援センター（北野町大城 121-1）	TEL/FAX：0942-78-7222
三渚子育て支援センター（三渚町玉満 1938）	TEL/FAX：0942-65-2255
城島子育て支援センター（城島町檜津 743-2）	TEL/FAX：0942-62-2341

校区・地域子育てサロン

小学校区・地域ごとに月1～2回、校区コミュニティセンター等で就学前の児童および保護者を対象とした子育てサロンを実施しています。参加申込み不要です。親子の交流、保護者同士の情報交換、子育て講座、誕生会、季節の催し等が行われています。

開催時間：10時～11時30分

久留米市役所 こども子育てサポートセンター
TEL：0942-30-9302 FAX：0942-30-9718

子育て交流プラザくるるん

親子で遊んだり、親同士がおしゃべりを楽しんだり悩みを相談したりできます。親子で楽しく参加できるリズム遊びや手遊び、絵本の読み聞かせなどを催し、他にも子育て相談、子育てセミナーの開催、一時預かりなどを実施しています。

開館時間：10時～18時＊休館日：毎月第2・4木曜、12月29日～1月3日

【対象者】

就学前の児童及び保護者

子育て交流プラザくるるん（フラッグ久留米サウス 5 階）
TEL：0942-34-5571 FAX：0942-34-5572
メール：kururun@ktarn.jp

児童センター

親子で自由に遊ぶ場の提供や、各種教室（はとぼっぽサロン、親子一輪車教室、親子ストレッチ、小学生絵画教室、造形教室、自然体験学習等）、交流活動（自由来館、児童劇公演等）、一時預かり（買い物・通院・リフレッシュ等）を実施しています。

開所時間：10 時～18 時

＊休館日：毎週月曜（月曜が休日の場合は翌日）、12 月 29 日～1 月 3 日

【対象者】

就学前の児童及び保護者、小学生～高校生

久留米市児童センター（六ツ門町 3-11 くるめりあ六ツ門 5 階）

TEL：0942-35-3809 FAX：0942-35-3835

MAIL：jidou@piif.k-sports-manabi.jp

一時預かり

保護者が買い物、通院、リフレッシュするときなどに一時的に子どもを預かります。

【対象者】

子育て交流プラザくるるん：3 か月～就学前

児童センター：3 か月～小学 3 年生

【利用時間等】

利用時間：10 時～18 時（開館時間内）

＊休館日：くるるんは毎月第 2・4 木曜、児童センターは毎週月曜（月曜が休日の場合は翌日）他、
両施設とも 12 月 29 日～1 月 3 日

【持参するもの】

- ・利用申請者の身分を証明するもの（免許証・マイナンバーカード等）
- ・親子（母子）健康手帳
- ・子ども医療証
- ・預かりに必要なもの（ミルク・おむつ・着替え・飲み物・弁当・おやつ等）

【利用料】

3 歳未満児は 1 時間当たり 620 円、3 歳以上児は 1 時間当たり 520 円

子育て交流プラザくるるん（フラッグ久留米サウス 5 階）

TEL：0942-34-5571 FAX：0942-34-5572

久留米市児童センター（六ツ門町 3-11 くるめりあ六ツ門 5 階）

TEL：0942-35-3809 FAX：0942-35-3835

ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と援助を行いたい人（みまもり会員）とが相互援助活動を行う会員組織です。保育所・幼稚園・学童保育所等への子どもの送迎や帰宅後の預かり、保護者の病気や急用の際の子どもの預かりをみまもり会員の自宅で行います。

【対象者】

生後3か月～小学6年生までの子ども

【利用方法】

センター事務局主催の講習会（事前予約・2時間程度）を受講した上で、おねがい会員として会員登録する必要があります。おねがい会員とみまもり会員のマッチング（調整）はセンター事務局が行います。利用の前に必ず事前打合せが必要です。

【利用料】

時間帯	7時～9時	9時～18時	18時～21時
月～土曜	800円	600円	800円
日祝日	800円		

＊8月13日～15日、12月28日～1月4日は終日1時間800円

＊きょうだい児で利用の場合、2人目以降の料金が半額

＊ひとり親家庭等の保護者（所得制限あり）、市町村民税非課税世帯・生活保護世帯の方は、利用料の一部助成制度があります。こども子育てサポートセンターまでお問い合わせください。

ファミリー・サポート・センターくるめ（フラッグ久留米サウス5階）

TEL：0942-37-8888 FAX：0942-37-8822 MAIL：famisapo@ktarn.jp

受付時間：9時30分～18時（日祝日・12月28日～1月4日は休館）

久留米市役所 こども子育てサポートセンター

TEL：0942-30-9302 FAX：0942-30-9718

身近な地域の子育てサークルなど

お住まいの地域コミュニティでも、気軽に参加できる子育てサークルや子育てサロン等、身近なつながりの中で子育てを支えあっています。市ホームページにて情報を掲載しております。

また、NPO・ボランティア団体等による、お子さんとの向き合い方や多胎児育児、発達に不安があるお子さん等の相談や悩みを共有できる場もあります。団体に「つながりたい」「参加したい」とご希望の際は、下記までお問い合わせください。

久留米市役所 こども子育てサポートセンター
TEL：0942-30-9302 FAX：0942-30-9718

久留米市役所 協働推進課
TEL：0942-30-9064 FAX：0942-30-9706

（参考）市ホームページ子育て支援情報

（「あそぶ・学ぶ・でかける」から探す）QRコード



病児保育

病気及び病気回復期等のため保育園や学校等に通うことができない乳幼児・学童（0歳～小学校6年生）を、保護者が仕事・傷病・事故・出産・冠婚葬祭のために家庭での保育ができないとき、病院・診療所に付設された専用スペースで預かります。

【対象者】

0歳～小学校6年生まで

【利用方法】

利用する前に実施施設で利用登録の手続きが必要です。

【市内実施施設】

聖マリア病院「マリアン・キッズ・ハウス」	津福本町 422	TEL/FAX:0942-34-3165
久留米大学医療センター「エンゼルキッズ」	国分町 155-1	TEL/FAX:0942-22-6621
ハイジア内科「ハイジア病児保育室」	三潴町玉満 2270-2	TEL:080-4443-7422 FAX:0942-55-8322
田主丸中央病院「たのっしーランド」	田主丸町田主丸 1001-2	TEL:0943-72-1633 FAX:0943-73-3465

【開設日・時間】

月～土曜日：7時45分～17時45分

（エンゼルキッズの土曜日は12時30分まで、ハイジア病児保育室の土曜日は13時まで）

【休み】

全施設：日祝日、12月29日～1月3日

たのっしーランド：上記と追加で8月13日～15日

エンゼルキッズ：上記と追加で8月15日

ハイジア病児保育室：上記と追加で8月13日～15日と水曜

その他、施設の都合により、お休みになる場合があります。

【利用料】

福岡県病児保育利用料無償化事業により、福岡県内在住の方は、無償です。寝具代、食事代等は実費負担となります。

【市外実施施設】

大川市、小郡市、朝倉市、大刀洗町の病児・病後児保育施設が利用可能です。詳細は施設所在市町にお尋ねください。

【企業主導型保育施設における病児保育】

上記施設以外にも、次の企業主導型保育施設が病児保育を実施しています。対象年齢、開設日時、利用方法等は施設によって異なりますので、施設にお問い合わせください。

・ のぞえの森保育園	上津町 2390-11	TEL：0942-51-8255
・ 丸信インターナショナル保育園	山川安居野 3 丁目 6-10	TEL：0942-43-3771
・ クルメキッズランド	津福今町 463-2	TEL：0942-65-4933
・ つぶくいちご保育園	津福今町 303-1	TEL：0942-37-6140
・ coconomi 保育園	東櫛原町 1183-2	TEL：0942-64-9223
・ 久留米大学みどりの杜保育園	篠山町 6 丁目 452-4	TEL：0942-31-7988

（利用方法等）各病児保育実施施設にお問い合わせください。

（その他のお問い合わせ）久留米市役所 子ども政策課

TEL：0942-30-9227 FAX：0942-30-9718

子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ・親子入所等支援)

保護者の疾病、出産、出張等の理由で、家庭での養育が一時的に困難となった児童や親子が、児童福祉施設等で、一定の期間生活できる制度です。

※利用には、事前に家庭子ども相談課での施設の空き状況の確認と手続きが必要です。

【対象者】

- ①短期入所生活援助（ショートステイ）：保護者の疾病、育児疲れ、冠婚葬祭等の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった児童
- ②夜間養護・休日預かり事業（トワイライトステイ）：保護者が仕事等の理由により、夜間又は休日に不在となり、家庭での養育が困難となった児童
- ③親子入所等支援：保護者の疾病、育児疲れ等の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった親子

【実施施設】

- ・久留米天使園（児童養護施設）：ショートステイ（2歳以上）、トワイライトステイ（2歳以上）
- ・清心慈愛園（児童養護施設）：ショートステイ（2歳以上）、トワイライトステイ（2歳以上）
- ・洗心寮（児童養護施設）：ショートステイ（1歳以上）、トワイライトステイ（1歳以上）
- ・清心乳児園（乳児院）：ショートステイ（未就学児）、親子入所等支援（未就学児と保護者）
- ・福岡乳児院（乳児院）：ショートステイ（2歳未満）
- ・里親宅：ショートステイ（0歳以上）

【利用料・利用期間】

- ① 短期入所生活援助（ショートステイ）：原則月7日以内

	2歳未満児	2歳以上児
・一般世帯	5,350円	2,750円
・非課税世帯	1,100円	1,000円
・生活保護世帯	0円	0円
・ひとり親世帯かつ非課税世帯		

- ② 夜間養護事業・休日預かり事業（トワイライトステイ）

夜間養護：17時から22時まで/休日預かり：9時から18時まで 原則月7日以内

	夜間養護	休日養護
一般世帯	750円	1,350円
非課税世帯	300円	350円
・生活保護世帯	0円	0円
・ひとり親世帯かつ非課税世帯		

- ③ 親子入所等支援：原則月7日以内

	児童（1人あたり）	保護者
・一般世帯	2,750円	750円
・市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯	1,880円	530円
・非課税世帯	1,000円	300円
・生活保護世帯	0円	0円
・ひとり親世帯かつ非課税世帯		

久留米市役所 家庭子ども相談課
TEL：0942-30-9208 FAX：0942-30-9718

学童保育所

保護者が就労等により昼間家にいない家庭の児童が、授業の終了後に遊びおよび生活の場として過ごす施設です。

【対象者】

久留米市に居住し、市内の小学校に通う1年生～6年生のうち、放課後・長期休業中など家庭での養育が受けられないと認められる児童（4年生～6年生は、1年生～3年生及び4年生以上で障害のある児童の入所決定後、受入可能な場合に限り受入を行います。）

【実施場所】

学校敷地内にある学童保育所施設。ただし、大善寺校区、合川校区及び西国分校区の一部は学校の敷地外にあります。

【利用料】

利用区分	利用料	就学援助世帯	生活保護世帯
		減額後利用料	減額後利用料
平日（月～金）延長なし	5,000 円	4,000 円	1,800 円
平日（月～金）延長あり	6,500 円	5,500 円	1,800 円
平日+土曜日（月～土）延長なし	6,500 円	5,200 円	2,250 円
平日+土曜日（月～土）延長あり	8,000 円	6,700 円	2,250 円

*土曜日の延長（18時～19時）はありません。

*利用料には、おやつ代（平日のみの方は1,800円、土曜も利用の方は2,250円）を含みます。

一般社団法人学童保育くめ（櫛原町 80-1）
TEL：0942-38-2045 FAX：0942-38-0014
久留米市役所 子ども政策課
TEL：0942-30-9227 FAX：0942-30-9718

こども食堂

子どもや保護者、地域の方等を対象に無料または低額で食事を提供する食堂で、地域とのつながりの場にもなっています。

久留米市内では、地域や民間団体などが、それぞれ地域の実情に応じて、こども食堂を運営しています。

【こども食堂一覧】（把握しているもののみ）

こども食堂名	実施団体	開催場所	校区	開催日時	料金	事前申込
合川こども食堂	合川校区社会福祉協議会	合川校区コミュニティセンター	合川校区	第3土曜日（4・8月は休み）	小学1～6年生のみ利用可 100 円	必要
西青木地区こども食堂みんなの家	西青木自治会	西青木公民館	青木校区	第4日曜日 10時～12時	大人 200 円 子ども無料	不要
荒木おにぎり食堂	荒木おにぎり食堂の会	荒木町荒木 1450（荒木キリスト教会）	荒木校区	毎週月曜日（小学校登校日のみ） 7時～8時	大人 100 円 子ども無料	不要
荒木こども食堂「ほっと家」	荒木こども食堂「ほっと家」運営委員会	荒木町荒木 1555-3（地域活動支援センターすまいるハウス）	荒木校区	第3日曜日 11時～14時	大人 200 円 子ども無料（中学生以下）	不要

ハイジア こども食堂	ハイジアこども食 堂	三瀨町玉満 2263-6	大塚 校区	第 1・2・3 土曜日 12 時～14 時	大人 300 円 子ども 100 円	不要
浮島こども食堂	浮島こども食堂	浮島校区コミュニ ティセンター	浮島 校区	夏休み期間に 5 日間	子ども(小・中学 生) 無料	不要
くるめっ子食堂	くるめっ子食堂	城島町江上 1515-9 (山茶花)	江上 校区	毎週土曜日 11 時半～13 時半	大人 300 円 子ども無料	必要
金丸子どもサロ ン	ワンダフルデイ金 丸	金丸校区コミュニ ティセンター	金丸 校区	第 2 日曜日 10 時～13 時半	大人無料 子ども無料	不要
かみつこども食 堂	上津校区社会福祉 協議会	上津校区コミュニ ティセンター	上津 校区	第 3 又は第 4 土曜 日 10 時半～13 時	大人 300 円 子ども 100 円	必要
たけのこの里食 堂	ボナペティ	高良内町 592 (高良 内ふれあい 2000)	高良内 校区	第 3 土曜日 10 時半～12 時半	大人 300 円 子ども 100 円	不要
善導寺子ども食 堂くれよん	善導寺子ども食堂 の会くれよん	善導寺町与田 114- 5	善導寺 校区	第 2・4 土曜日 11 時～15 時 (変 更の場合あり)	大人 200 円 子ども無料	不要
たぬしまるこ ども食堂	たぬしまるこども 食堂みどりの会フ レコスト	田主丸町田主丸 250 (田主丸町商店 連盟事務所内)	田主丸 校区	第 1・3 日曜日 11 時～15 時 (月により変更の 場合あり)	大人 200 円 子ども 100 円	必要
ふらっと食堂	ふらっと食堂	えーるピア久留米	西国分 校区	第 3 または第 4 日 曜日 11 時～14 時	子ども 100 円	不要
子ども食堂 SAKURA	子ども食堂 SAKURA	三瀨町西牟田 6323-13	西牟田 校区	第 4 土曜日 10 時半～14 時半	大人 100 円 子ども無料	不要
ひがしこくぶ ふれあい食堂	東国分校区社会福 祉協議会いきいき サロン事業部	東国分校区コミュニ ティセンター	東国分 校区	第 3 土曜日 11 時～12 時 30 分	大人 200 円 子ども 100 円	不要
こども食堂 つる屋	こども食堂つる屋	日吉町 26-23	日吉 校区	毎週土曜日 11 時～14 時	大人 300 円 子ども無料	不要
御井校区府中子 ども食堂	御井校区青少年育 成協議会	久留米市御井町 387 (府中公民館)	御井 校区	第 2・4 木曜日 18 時～20 時	大人無料 子ども無料	必要
ぎおんさんの森 食堂	ボナペティ	久留米市御井町 387 (府中公民館)	御井 校区	第 4 日曜日 10 時半～13 時	大人 300 円 子ども 100 円	不要
宮ノ陣こども食 堂「ひこうき 雲」	宮ノ陣こども食堂 「ひこうき雲」	パークタウン宮ノ 陣集会所	宮ノ陣 校区	第 1・3 土曜日 11 時～14 時	大人 100 円 子ども 100 円	不要
安武こども食堂	安武こども食堂運 営委員会	安武校区コミュニ ティセンター	安武 校区	月 2 回 (土曜塾を実施し ない日)	大人 100 円 子ども 100 円	不要
カレーの会	竹の子カレーの会	山川町 1127-1 (竹 の子公民館)	山川 校区	第 3 土曜日 11 時半～13 時(8 月は休み)	大人 300 円 子ども 100 円 (未就学児無料)	不要

*開催日は目安です。変更になる場合があります。

久留米市役所 子ども政策課

TEL:0942-30-9227 FAX:0942-30-9718

◆保育所・幼稚園・認定こども園の入所に関すること

保育所・認定こども園（保育所部分）の入所手続

【要件】

久留米市内に住所を有し、かつ保護者（父母とも）が下記のいずれかに該当する子どもであることが条件です。

- ①就労している ②妊娠中であるかまたは出産後間もない ③疾病または心身に障害がある
- ④親族を常時介護又は看護している ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている
- ⑥求職活動中である ⑦学校に通っている、職業訓練を受けている

【申込方法】

子ども保育課に申し込んでください。

【申請から入所までの流れ】

- ①入所日は原則として毎月1日。入所したい月の前月の10日（土日祝日の場合は直前の営業日）が申込みの締切日となります。
- ②保護者が希望した施設について、保育を必要とする理由などにより、市で利用調整を行います。
- ③選考の結果、入所が決定（内定）した場合は「入所承諾書（保育利用内定通知書）」を、定員の都合などにより入所が困難な場合は「入所保留通知書」を送付します。
- ④入所決定の場合は、施設より入所準備等について連絡があります。

久留米市役所 子ども保育課

TEL：0942-30-9025 FAX：0942-30-9718

保育所・認定こども園一覧は84ページへ

保育料について

【保育料の決定方法】

○対象児童の年齢：当年度の4月1日時点の年齢で区分します。

○算定対象となる保護者等：保護者（父母）の市町村民税の合算額で算定します。同居の祖父母等がいる場合、保護者（父母）の収入状況などにより、祖父母等のいずれか一人を保育料の算定に加える場合もあります。

○市町村民税の課税状況：市町村民税の課税の有無と、所得割の額を保育料の算定に用います。

○3歳児～5歳児の保育料は無料です。

【多子世帯の保育料】

兄・姉等上の子どもがいる場合の保育料について、上の子どもが施設に在籍する就学前児童である場合には、その最年長の子どもから順に2人目は半額です。また、保育所等の同時利用や年齢にかかわらず、同一生計の3人目以降は無料となります。

久留米市役所 子ども保育課

TEL：0942-30-9025 FAX：0942-30-9718

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の入園手続

直接園にお申し込みください。

【保育料の決定方法】

○従来どおりの幼稚園：幼稚園によって異なります。月額 25,700 円を上限として無料です。

※上限額を超える保育料は、保護者負担となります。

○教育認定を必要とする幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）：満 3 歳児～5 歳児の保育料は無料です。

各幼稚園に問い合わせ 幼稚園・認定こども園一覧は 86 ページへ

休日保育

日祝日において、保護者の就労等で家庭での保育ができない子どもを指定の保育所で預かります。

【対象者】

生後 18 ヶ月以上の市内保育所在園児

【実施内容】

○令和 8 年 4 月からの実施施設

実施施設：松柏保育園 定員：10 人程度

利用時間：8 時 30 分～17 時＊利用する場合は、同じ週の月曜から土曜のうち 1 日間、通っている施設を休むこと。

○令和 8 年 3 月までの実施施設

実施施設：篠山保育園 定員：20 人程度

利用時間：8 時 30 分～17 時＊利用する場合は、同じ週の月曜から土曜のうち 1 日間、通っている施設を休むこと。

【利用料】

月額の保育料に含まれているため、別途徴収はありません。

【令和 8 年 4 月から】

久留米市役所 子ども保育課

TEL：0942-30-9754 FAX：0942-30-9718

【令和 8 年 3 月まで】

篠山保育園（城南町 21-8）

TEL：0942-32-9655 FAX：0942-32-9850

保育所・認定こども園での一時預かり

保護者の育児疲れ解消、急病や出産、断続的・短時間勤務等の場合に保育所で一時的に子どもを預かります。

【利用料】

実施施設によって異なります。直接施設へお問い合わせください。

【実施施設】

80 ページの保育所・幼稚園・認定こども園一覧をご確認ください。

久留米市役所 子ども保育課

TEL:0942-30-9754 FAX:0942-30-9718



◆発達支援・教育相談に関すること

子どもの発達に関する相談（乳幼児が対象）

- ①気になるお子さんの相談：身体面・精神面・行動面で気になる点がある乳幼児に対して、専門医師、臨床心理士、保健師等による相談を行います。
- ②ことばの相談：言語発達に不安がある幼児に対して言語聴覚士、保健師等による相談を行います。
- ③親子のびのび教室：遊びや集団活動を通して、子どもの発達を促す教室です。子どもへの具体的な関り方を学び、保護者の育児ストレス・不安を軽減します。

【実施場所】

- ①久留米市保健所 水曜日
- ②久留米市保健所 月1回月曜日 13時～17時15分
- ③市内4か所（南部保健センター、田主丸保健センター、コスモすまいる北野、城島げんきかん）

【申込み方法】

いずれも予約が必要です。

久留米市役所 こども子育てサポートセンター
TEL:0942-30-9731 FAX:0942-30-9718

発達支援事業（乳幼児が対象）

発達が気になる乳幼児を支援するために、初回面談を行い、内容に応じて発達検査や医師による診察につながります。発達検査の結果等をもとに、医師による診察を行い、療育・訓練への参加を提案します。

【対象者】

久留米市、大川市、うきは市、大木町、大刀洗町在住の乳幼児とその保護者

【実施内容】

- ①電話にて相談内容を受け、必要であれば初回面談の予約を受けます。
- ②幼児教育研究所にて初回面談を行い、相談内容を整理します。
- ③発達検査を実施し、お子さんの特性を明らかにします。
- ④医師による医療相談を行い、お子さんに対する支援の方向性を示します。
- ⑤必要に応じて、特性に応じた集団での療育、個別の訓練を提案します。

久留米市役所 幼児教育研究所（荘島町11-1） TEL:0942-35-3812 FAX:0942-35-3886

子ども発達相談教室（小学生が対象）

小学生の子どもの成長・発達、学校生活等について、専門の小児科医や臨床心理士、教員等が相談に応じ、アドバイスを行います。

- ・何となく落ち着きがないように感じる
- ・大人とはうまく関係がもてるのに同年代の子どもとはうまくいかない
- ・話はよくできるけどやりとりがうまくいかないことがある など

【実施日・場所】

毎週木曜日 13時～16時 久留米特別支援学校

【申込み方法】

学校の担任やスクールカウンセラー等に相談後、学校からの連絡と保護者からの事前予約が必要です。

久留米市教育委員会 学校教育課 TEL:0942-30-9216 FAX:0942-30-9719

就学相談事業（就学前年長児・小・中学生が対象）

医療や心理、教育の専門家である久留米市教育支援委員が、保護者や子どもと面談し、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な学びの場（通常の学級・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校）や必要な支援について検討していきます。

【利用者】

年長児・児童生徒で学びの場の検討が必要な方

【実施内容】

就学相談会の実施

- ① 9月中旬～：保護者及び子どもと、久留米市教育支援委員との面談を行います。
- ② 11月中旬～：①の専門家の意見に基づき、保護者と学びの場の合意形成を図ります。

【申込み方法】

就学前の年長児は、入学前年度の7月にふくおか電子申請サービスまたは、久留米市教育委員会学校教育課へ電話で申込みます。市立小・中学校の在籍児童生徒は、学校へ相談してください。

久留米市教育委員会 学校教育課 TEL：0942-30-9217 FAX：0942-30-9719

いじめ、不登校などについての相談

①電話相談・来所相談

いじめ、不登校など児童生徒の諸問題についての悩み、家庭生活における保護者の悩みについて相談に応じます。月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時
また、久留米市ホームページには、不登校にかかる支援や学校外の相談先、関係機関等を紹介しています。



②子どもホットライン 24

小学生から高校生までの児童生徒、保護者を対象に、いじめ、不登校、家庭の問題、基本的しつけなどの相談に応じます。年中無休、毎日24時間

- ①久留米市教育委員会 学校教育課
TEL：0942-30-9216 FAX：0942-30-9719
- ②子どもホットライン 24（福岡県教育委員会）
TEL：0948-25-3434

小・中学校通級指導教室

通級指導教室とは、在籍する小・中学校での授業を受けながら、週に1回90分程度個別に特別な指導を行う教室です。個別指導の最後には毎回保護者との面談を行います。

【対象者】

通常の学級に在籍する小学校1年生～中学校3年生

【実施内容】

（小学生対象）

- 聞こえ、ことばの相談：発音や聞こえに課題があるため、自信が持てない児童や、本来の自分の力を十分に発揮できないでいる児童に、課題の改善や克服を目指し個別に指導します。
- ・ことばの教室（久留米市立金丸小学校内、川会小学校内サテライト教室）



○かかわり、行動、読みの苦手さの相談：主に、注意欠陥多動性障害（ADHD）や学習障害（LD）、また情緒障害などの発達障害のある児童を対象に、行動や人との関わり方など個々の課題の改善や克服を目指し個別に指導します。

- ・なんくん教室（久留米市立南薫小学校内）
- ・やすたけ教室（久留米市立安武小学校内）
- ・ぜんどうじ教室（久留米市立善導寺小学校内）
- ・せいほう教室（久留米市立青峰小学校内）

（中学生対象）

○かかわり、行動、読みの苦手さの相談：主に、注意欠陥多動性障害（ADHD）や学習障害（LD）、また情緒障害などの発達障害のある生徒を対象に、行動や人との関わり方など個々の課題の改善・克服を目指し個別に指導します。

- ・こうなん教室（久留米市立江南中学校内）
- ・へいすい教室（久留米市立屏水中学校内）

【申込み方法】

就学前の年長児は、入学前年度の7月にふくおか電子申請サービスまたは、久留米市教育委員会学校教育課へ電話で申込みます。

市立小・中学校の在籍児童・生徒は、学校へ相談してください。

久留米市教育委員会 学校教育課

TEL：0942-30-9217 FAX：0942-30-9719

校外教育支援教室「らるご久留米」（小・中学生が対象）

心理的理由等により、学校に登校できない、学校に行きたくても行けない状態にある児童生徒の「心の安定」と「心のエネルギーの回復」に努め、「自信の構築」および「基本的な生活習慣の改善」を図り、社会的自立へ向けた支援を行います。

【対象者】

久留米市内に在住する児童・生徒で、次の項目にすべて該当していること

- ①在籍学校長が、校外教育支援教室に通級することを認めている
- ②本人と保護者が、らるご久留米で面談を受け、校外教育支援教室に通級することを希望している
- ③校外教育支援教室における支援が効果的と判断され、かつ通級が可能なこと

【実施内容】

支援時間 9時35分～15時

教科学習（原則、自習型）の他、スポーツ・文化・社会体験・自然体験等の体験活動を実施

【申込み方法】

在籍校と相談した後、らるご久留米（市青少年育成センター内）で随時受付（事前連絡必要）

久留米市教育委員会 学校教育課（野中町 1074-1 青少年育成センター内）

TEL：0942-35-3869 FAX：0942-34-9001



フリースクール

校外教育支援教室「らるご久留米」のほかにも、民間が運営するフリースクールがあります。

フリースクールにおける児童生徒の学習状況については、各学校が定期的かつ個別的に把握することとしており、そこで学習した内容が、学校における教育課程に代替できると学校長が認める場合は、出席扱いにするなどの対応を行っています。代替した実績のあるフリースクールについては、学校教育課におたずねください。また、フリースクールの料金や実施内容等詳細な点は、各フリースクールにおたずねください。またフリースクールの利用を開始した小中学生の保護者に対し、利用開始に係る経費について一部補助できる制度もありますので、学校教育課にご相談ください。

久留米市教育委員会 学校教育課（相談チーム）
TEL：0942-30-9216 FAX：0942-30-9719

子どもの福祉や児童虐待の相談・通告

子どもの福祉や児童虐待の相談・通告は下記にご連絡ください。

- ①家庭子ども相談課：家庭における 18 歳未満の子どもの養育に関する相談、児童虐待の相談・通告に対応します。
- ②福岡県久留米児童相談所：管内の 18 歳未満の児童に関する相談への対応（子どもに関する相談を、本人・家族・学校の先生・地域の方、どなたからでも受けることが可能）、児童虐待に関する相談・通告に対応します。

【児童相談所虐待対応ダイヤル】

189（イチハヤク）：虐待かと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。通告・相談は匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

久留米市役所 家庭子ども相談課
TEL：0942-30-9208 FAX：0942-30-9718
福岡県久留米児童相談所
TEL：0942-32-4458 FAX：0942-32-4459

⑥ 就学・進学にかかる費用と奨学金・福祉支援

◆ 小学校・中学校進学にかかる費用

小学校・中学校でかかる費用のめやすを示しています。学校によって購入金額や準備するもの、購入方法が異なるので、例として紹介しています。

小学校

○入学時に購入するもの：平均 75,000 円（入学式洋服、その他の学用品は除く）

項 目	金額のめやす	内容例
入学用品代	5,000～8,000 円	学習ノート/筆記用具（鉛筆・筆箱・名前ペン）/色鉛筆/はさみ/粘土セット/算数セット/名前札/生活科バッグ/入学式記念写真等
ランドセル	20,000～50,000 円	
上靴・上靴入れ	約 4,000 円	(例) 上靴 1,800 円 上靴入れ 1,800 円
体操服・赤白帽子	約 5,000 円	(例) 体操服（上下）4,000 円 赤白帽子 1,000 円
エプロン・マスク・給食帽子・袋	約 2,000 円	(例) エプロン 1,200 円 給食帽子 350 円 マスク 100 円 袋 300 円
お道具袋・図書袋	約 2,000 円	それぞれ 500～3,000 円
絵の具セット	約 5,000 円	
鍵盤ハーモニカ	約 5,500 円	
水着・水泳帽子（6月頃）	約 2,000～2,500 円	

○6年生までに購入するもの

項 目	金額のめやす	内容例
習字道具	約 5,000 円	希望購入。兄弟等分でも可
リコーダー	約 1,700 円	
家庭科裁縫道具	約 3,500 円	
彫刻刀セット	約 3,000 円	
国語辞典・漢字辞典	国語辞典 約 2,500 円 漢字辞典 約 2,500 円	

*制服のある学校は、制服代がかかります。

*学校より無償配布されるものもあります。…教科書・学用品（内容は学校により異なる）

*月々に必要となる費用のめやす：5,000～6,000 円（教材費・PTA 会費・給食費等。学校により異なる）

*高学年では野外活動費（5年生）、修学旅行費・卒業アルバム代（6年生）等の積立金加わります（2,000～3,000 円 学校により異なる）。

中学校

○入学時に購入するもの：平均 70,000 円（学用品は除く）

項 目	金額のめやす	内容例
制服	約 37,700～53,500 円	ブレザー ボトムス 長袖ニットシャツ
通学用バッグ	約 4,000 円	
通学用シューズ	3,500～4,000 円	
上履き用スリッパ	約 1,200 円	
体操服・ジャージ	約 12,000 円	長袖ジャージ（上下） 約 8,000 円 半袖シャツ・短パン 約 4,000 円
体育館シューズ	約 2,300 円	
水着	約 2,300 円～3,500 円	

夏服（4 月末頃注文）	約 15,000～19,000 円	ポロシャツ ボトムス
-------------	-------------------	---------------

* 月々に必要となる費用のめやす：9,000～10,000 円（教材費・生徒会費・PTA 会費、給食費等。学校により異なる）

* その他、修学旅行積立金等の費用が加わります（徴収学年・金額は学校により異なる）。

◆就学・進学のための費用の貸与・給付

生活保護制度（教育扶助）

適切な学習環境や生育環境を家庭で備え、義務教育への就学を保障するための支援制度です。

【対象者】

小・中学生の子どもがいる被保護世帯

【実施内容】

被保護者世帯のうち、小・中学校に通っている子どもがいる世帯に対して保護費を加算して支給

久留米市役所 生活支援第1・2課
TEL:0942-30-9023 FAX:0942-30-9710

就学援助

経済的な理由で、給食費や学用品費など学校での学習に必要な費用の支払いが困難な児童生徒の保護者を援助します。

【対象者】

久留米市在住、国公立の小・中学校に通学する児童生徒の保護者で、下記のいずれかに当てはまる世帯であること（私立学校は対象外）

* 久留米市外に在住で、児童生徒が久留米市立学校に通学する場合は、一部の費目のみ支給

- 
- ①生活保護が停止または廃止になった
 - ②児童扶養手当を全額受給している
 - ③世帯全員の国民年金保険料が全額免除されている
 - ④世帯全員の市民税が非課税である
 - ⑤特別な事情（保護者の死亡・離別・失業など）により、生活状況が急激に悪化した
 - ⑥①～⑤には当てはまらないが、世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい

【対象費目】

- ・学用品費等・新入学学用品費・修学旅行費・校外活動費（宿泊を伴うもの）・医療費・学校給食費・食物アレルギー学校生活管理指導費・通学費・PTA 会費・生徒（児童）会費・クラブ活動費（中学校）

【支給方法】

保護者または学校長の指定口座へ振り込み

【申込方法】

保護者名義の普通預金通帳を持って、下記の場所で申請

【申請場所】

- ・学校保健課（市役所本庁舎 1 7 階）
- ・田主丸事務所（田主丸総合支所 2 階）
- ・城島事務所（城島総合文化センター）
- ・在籍する小・中学校
- ・北野事務所（北野生涯学習センター）
- ・三潆事務所（三潆生涯学習センター）

久留米市教育委員会 学校保健課

TEL:0942-30-9273 FAX:0942-30-9719

高等学校等就学支援金制度

高等学校等の授業料について、高等学校等就学支援金の支給を受けることができます。就学支援金は授業料に充てられ、公立高等学校等は実質無償、私立高等学校等は軽減が図られます。

【対象校種】

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3 年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

【対象者】

上記の対象校種に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。

①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

【実施内容】

支給金額は次のとおりです。通信制、単位制は支給額が異なりますので直接、高等学校等へお尋ねください。

○公立高等学校等の場合：授業料相当額

全日制（月額） 9,900 円※

定時制（月額） 2,700 円※

○全日制私立高等学校等の場合：支給上限月額 38,100 円※

※本制度の内容は、令和8年度文部科学省予算案資料に基づき作成しています。そのため、令和8年度国会予算成立前、また就学支援金の支給に関する法律の改正前であることから、今後内容が変更となる可能性があります。

【申請方法】

高等学校等に入学後、各学校から配布される必要書類に記入し、マイナンバーが記載された書類（マイナンバーカードや通知カード等）の写しのいずれかの書類とともに各学校に提出します。

高等学校等各学校へ

高校生等奨学給付金

福岡県では、高等学校等における授業料以外（※）の教育に係る経済的負担の軽減を図るために、高校生等のいる低所得世帯に高校生等奨学給付金を支給します。

※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA 会費、入学学用品費、修学旅行費等

【対象者】

平成 26 年度以降に高等学校等に入学した生徒がいる生活保護受給世帯または、都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯

【支給金額】

対象となる世帯の状況（7 月 1 日現在）に応じ、生徒一人につき次の金額が支給されます。

※国の制度改正等により変更となる場合があります。

○生活保護（生業扶助）受給世帯

- ・国公立高等学校等：全日制・定時制・通信制課程 年額 32,300 円
- ・私立高等学校等：全日制・定時制・通信制課程 年額 52,600 円

○都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯

- ・国公立高等学校等：全日制・定時制課程 年額 117,100 円～143,700 円
通信制課程 年額 50,500 円
- ・私立高等学校等： 全日制・定時制課程 年額 137,600 円～152,000 円
通信制課程 年額 52,100 円

○道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が 105,500 円未満の世帯または 264,500 円未満で扶養する子が 3 人以上の世帯

- ・専攻科（特別支援学校専攻科を除く） 年額 10,100 円

【支給方法】

保護者の居住地の都道府県より支給されます。給付の回数は、一人の高校生等につき年 1 回、通算 3 回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は 4 回）を上限とします。なお、令和 2 年度から、新入生に対する 4～6 月分給付額の前倒し給付や、家計が急変した世帯も支援の対象となります。

【申請方法】

高等学校等に入学後、各学校から配布される書類に記入し、生活保護受給証明書や課税証明書、健康保険証の写し等の世帯の状況に応じた必要書類を各学校に提出します。

高等学校等各学校へ

久留米市奨学金

学習意欲があり、経済的理由で修学が困難な高校生等を対象とした給付型の奨学金です。

【対象者】

- ①保護者が久留米市内に住所を有している
- ②高等学校等に入学し、学業意欲がある
- ③経済的理由により就学が困難である

【実施内容】

○支給金額

＊次の金額以内において毎年度の予算の範囲内で、久留米市教育委員会が定める額とします。

入学一時金：公立 30,000 円 私立 45,000 円

【支給方法】

入学後、5月末ごろに口座振込

【申請方法】

11 月頃（中学 3 年生時）に在籍中学校へ申請します。

久留米市教育委員会 学校教育課

TEL：0942-30-9217 FAX：0942-30-9719



奨学金一覽

名称			福岡県高等学校奨学金		福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金		
事業主体 (連絡先)			(公財) 福岡県教育文化奨学財団 (TEL : 092-641-7326)		福岡県教育委員会高校教育課 (TEL : 092-643-3903)		
申請窓口			中学校・高等学校を通して申し込み		入学後、高校に申込み		
種別 (給付型か貸与型か)			貸与		貸与		
貸与利息			無利子		無利子		
対象者			・保護者が、福岡県内に生活の本拠を有する者 ・高校等に在学または進学を希望する者 ・勉学意欲がありながら経済的理由により修学に困難があると認められる者		・県内の高等学校の定時制課程、又は通信制の課程に在学している者 ・経済的理由により著しく修学が困難な者 ・経常的收入を得る職業に就いている者 等		
貸与 基準	収入基準		支度金：世帯の全収入（年収）が生活保護基準額 1.0 倍以下 奨学金：世帯の全収入（年収）が生活保護基準額 1.5 倍以下		生徒を扶養している者	生徒が扶養している者	基準（収入）
	学力基準		なし		なし	なし	生徒：年間所得 260 万円以下かつ世帯：生活保護基準 1.5 倍以下
	その他		併用不可 高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金（返還の必要のない）との併給は可能			あり	生徒：生活保護基準 1.5 倍以下 生徒を扶養している者：生活保護基準 1.5 倍以下
申請方式			予約募集・在学募集・緊急募集		在学募集		
貸与期間			標準修学期間		貸与を受けた月数を通算して 4 年以内		
貸与 金額	区分		国・公立	私立	14,000 円／月		
	高校	自宅	18,000 円／月	25,000 円／月			
			15,000 円／月	15,000 円／月			
			10,000 円／月	10,000 円／月			
		自宅外	23,000 円／月	30,000 円／月			
			20,000 円／月	20,000 円／月			
			15,000 円／月	15,000 円／月			
入学支度金		50,000 円／年	100,000 円／年				
保証人			連帯保証人（保護者） 1 名		連帯保証人（保護者） 1 名		
返還免除・猶予			・卒業後、上級学校へ進学したときや、病気・災害等の理由により奨学金を返還することが困難になった場合は、一定期間返還が猶予される制度があります。 ・「死亡」や「心身に障がいがあるため今後働けない状態」になったとき		・定時制又は通信制の課程を卒業したとき ・定時制又は通信制の課程を卒業した場合と同等の事由があるものと認められるとき ・死亡したとき ・心身障がいにより貸与を受けた修学奨励金の返還が困難となったとき 等		
返還期間			奨学金：国公立学校は貸与期間の 3 倍、私立学校は貸与期間の 4 倍		貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間内		
割賦方法			月賦、半年賦		月賦、半年賦		
備考			・在学募集：4 月に高校等を通じて募集。2 年生以上も申込み可能 ・緊急募集：高校等に在学時に、家計が急変し奨学金の貸与を希望する場合、随時申込み				

名称		若年者専修学校等技能習得資金		交通遺児育英会奨学金			
事業主体 (連絡先)		久留米市 商工観光労働部 労政課 (TEL：0942-30-9046)		公益財団法人 交通遺児育英会 (フリーダイヤル：0120-521286 または直通：03-3556-0773)			
申請窓口		久留米市 商工観光労働部 労政課 (TEL：0942-30-9046)		在学している中学校・高校等を通して申込み			
種別 (給付型か貸与型か)		貸与		貸与 ただし一部給付あり			
貸与利息		無利子		無利子			
対象者		・ 久留米市内在住で、入校年度の前年度に中学校、高等学校を卒業した者又は高等学校を中退した者で、経済的な理由により修学が困難な者 ・ 専修学校のうち高等課程、専門課程(修学期間1年以上2年未満のものに限る)又は一般課程に在籍、もしくは各種学校のうち修学期間 1 年以上の課程に在籍している者		・ 保護者が道路における交通事故で死亡した家庭の生徒・学生、または保護者が道路における交通事故で重度の後遺障害者となった家庭の生徒・学生 ・ 日本国籍を有する者又は永住者(外国籍の留学生は対象外)			
貸与基準	収入基準		・ 生活保護を受けている世帯 ・ 市民税が非課税の世帯 ・ 市民税が減免された世帯 ・ 世帯収入の合計が生活保護基準額の1.5 倍以下の世帯		・ 高校・高専等 給与所得者：780 万円以下 自営所得者：360 万円以下 ・ 大学・短大等 給与所得者：940 万円以下 自営所得者：520 万円以下		
	学力基準		なし		なし		
	その他		併用不可		他の奨学金との併用可		
申請方式		在学募集		予約募集・在学募集			
貸与期間		標準修学期間		標準修学期間			
貸与金額	区分		専門課程	専門課程以外	区分		貸与金額
	専修学校等	修学資金	53,000 円／月	30,000 円／月	高校・高専等	月額	2 万円、3 万円、4 万円から選択
						入学一時金	20 万円、40 万円、60 万円から選択
		入校支度金 <td rowspan="4">100,000 円</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="2">大学・短大等</td> <td>月額</td> <td>4 万円、5 万円、6 万円から選択(うち2 万円給付)</td>	100,000 円		大学・短大等	月額	4 万円、5 万円、6 万円から選択(うち2 万円給付)
						入学一時金	40 万円、60 万円、80 万円から選択
					大学院	月額	5 万円、8 万円、10 万円から選択(うち2 万円給付)
						入学一時金	なし
保証人		連帯保証人(保護者) 1 名		連帯保証人(保護者) 1 名			
返還免除		本人が死亡したとき、または重度の心身障害により労働能力を喪失したときは、返還未済額の全部または一部を免除		奨学生本人が死亡したとき、または重度の心身障害がなくなったとき			
返還期間		正規の修学期間の 3 倍の期間以内(最長 12 年以内)。ただし、修了もしくは卒業後 6 か月間は据え置き		卒業後 6 か月間据え置き、その後 20 年以内			
割賦方法		月賦、半年賦、年賦もしくは 1 年以内の割賦		月賦、半年賦、年賦、1 年以内の割賦			

名称			あしなが育英会奨学金	福岡県看護師等修学資金貸付金		
事業主体 (連絡先)			あしなが育英会 (フリーダイヤル：0120-77-8565)	福岡県 医療指導課 (TEL：092-643-3276)		
申請窓口			在学している学校を通して申込み	学校に入学した後、学校を通して申込み		
種別 (給付型か貸与型か)			貸与及び給付	貸与		
貸与利息			無利子	無利子		
対象者			保護者が病気や災害（道路上の交通事故を除く）又は自死（自殺）などで死亡、または保護者が1級から5級の障がい認定を受けている家庭の子ども	県内の保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成施設に在学する者（看護系大学・5年一貫校を除く）で、将来県内の特定施設（備考参照）に従事しようとする者		
貸与基準	収入基準		保護者の所得証明書等を提出	なし		
	学力基準		なし			
	その他		併用可			
申請方式			予約募集・在学募集	在学募集		
給付・貸与期間			標準修学期間	標準修学期間		
給付貸与金額	高校 高専	給付	30,000 円／月	種別	養成施設の設置者	月額
		入学一時金	私立高校入学一時金 貸与 30 万円		保健師・ 助産師・ 看護師課程	地方公共団体又は 独立行政法人等
	大学 短大	貸与	40,000 円／月 または 50,000 円／月	保健師・ 助産師・ 看護師課程		上記以外
		入学一時金	私立大学入学一時金 貸与 40 万円 大学進学支援金・進学仕度一時金 給付 30 万円（高校奨学生対象）		准看護師課程	地方公共団体又は 独立行政法人等以外
	専修 学校	貸与	40,000 円／月			
	大学院	貸与	80,000 円／月			
	保証人			連帯保証人（保護者）1 名	連帯保証人 2 名	
返還免除			奨学生本人が死亡、または重度心身障がいを負うなどで奨学金の返還が不能になった場合は、全部または一部が免除されることがある	卒業して免許を取得し、特定施設に5年間看護業務に従事した後、必要な手続を行うことで、返還免除		
返還期間			交付終了の6か月後から 20 年以内	原則として一括返還		
割賦方法			月賦、半年賦、年賦	やむを得ない事情等があれば月賦または半年賦による返還等も可能		
備考				特定施設とは、次に掲げる福岡県内の医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみ園 200 床未満の病院・精神病床数が 80%以上の病院・診療所・65 歳以上の患者の入院比率が 60%以上の病院・医療型障害児入所施設・国立病院機構の設置する医療機関・こども家庭センター・介護老人保健施設・介護医療院・訪問看護等事業所		

名称	福岡県保育士修学資金	
事業主体 (連絡先)	福岡県社会福祉協議会 福祉人材センター (TEL: 092-584-5325 (直通))	
申請窓口	指定保育士養成施設を通して申込み	
種別 (給付型か貸与型か)	貸与	
貸与利息	無利子	
対象者・ 支給基準	・ 県内の養成施設に在学している者（ただし、県内に居住している者で、県内及び県外の養成施設の通信課程に在学している者を含む） ・ 優秀な学生であると養成施設の長が推薦する者 ・ 修学に際し、経済的援助を必要としている者（独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学生の収入基準を満たすこと） ・ 同種の修学資金又は修学に係る他の国庫補助事業等を活用した支援を受けていない者（日本学生支援機構の奨学金、日本政策金融公庫の教育ローンとの併用は可能） ・ 養成施設を卒業後、県内の従事先施設等で保育業務に従事しようとする者	
申請方式	在学募集	
支給期間	2 年間（正規の修学期間が 2 年間を超える養成施設に在学している場合、総額 120 万円以内であれば、正規の修学期間を貸付期間とできる）	
支給 金額	修学資金	月額 5 万円以内（総額 120 万円以内）
	入学準備金	20 万円以内
	就職準備金	20 万円以内
	生活費加算	月額 4 万円程度（居住地及び年齢により異なる） ※生活保護世帯および非課税世帯等条件を満たす者 次の条件を満たす連帯保証人 1 名
保証人	・ 県内に居住し、それぞれ独立の生計を営む成年者であること ・ 申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち 1 名は法定代理人であること ・ 個人の連帯保証人を立てることが出来ない場合、法人を連帯保証人として立てることができます（要件あり）	
返還免除	次の場合、修学資金の返還債務を免除 ・ 養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士として県内で保育業務に従事し、5 年間引き続きこれらの業務に従事したとき	
返還期間	修学期間の 2 倍に相当する期間	
割賦方法	月賦、半年賦、年賦	
備考	詳しくは福岡県社会福祉協議会に問合せ ホームページもご覧ください。	

名称			日本学生支援機構奨学金								
事業主体 (連絡先)			独立行政法人 日本学生支援機構 (奨学金相談センター ナビダイヤル：0570-666-301)								
申請窓口			学校を通じて申込み								
種別 (給付型か貸与型か)			貸与				給付				
貸与利息			第一種 無利息		第二種 上限年3%		—				
対象者			国内の大学院・大学・短大・高専・専修学校 (専門課程) に在学する学生・生徒		国内の大学院・大学・短大・高専 (4・5年生)・専修学校 (専門課程) の学生・生徒		高校・大学へ進学する希望を持っていて、経済的理由で就学が困難な者				
給付・貸与基準			収入基準		家計の基準額は、世帯人員、就学者の有無等によって異なる。 生計維持者 (父母。父母がいない場合は代わって生計を維持している人) の収入金額が選考の対象。			①申請者と生計維持者の市町村民税所得割が非課税 ②申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満 ③申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満 ④申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満かつ多子世帯			
			学力基準		・高校又は専修学校高等課程最終2か年の成績の平均が5段階評価で3.5以上 ・高卒認定試験合格者等		・高校又は専修学校における学業成績が平均水準以上 ・特定の分野において特に優れた資質能力を有する ・大学等における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある ・高卒認定試験に合格又は科目合格者で機構の定める基準に該当する者等		・高校等における全履修科目の評定平均が5段階評価で3.5以上又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位2分の1の範囲に属すること ・将来、社会で自立し、活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有する者等		
その他			他の奨学金と併用可								
申請方式			予約又は在学								
給付・貸与期間			標準修学期間								
給付・貸与金額 (月額)			高専・専修学校	国公立	10,000円～51,000円 ※1	20,000円～120,000円		区分	国公立大学・短大等		私立大学・短大等
				私立	10,000円～60,000円 ※1				自宅	①	29,200円
			短大・大学	国公立	20,000円～51,000円 ※2	②	19,500円			25,600円	
				私立	20,000円～64,000円 ※2		③	9,800円		12,800円	
			大学院	修士課程	50,000円、88,000円※選択制	20,000円～120,000円 ※私立医・歯学課程は上限160,000円、私立薬・獣医学課程は上限140,000円		自宅外	④	7,300円	9,600円
					博士課程		80,000円、122,000円※選択制		50,000円～150,000円 ※法科大学院の法学課程は上限220,000円	①	66,700円
				②						44,500円	50,600円
				③						22,300円	25,300円
							④	16,700円	19,000円		
保証人			連帯保証人の他に保証人1名又は機関保証					なし			
返還について			本人が死亡したとき、精神もしくは身体の障害により労働能力を喪失、または労働能力に高度の制限を有し、返還ができなくなった場合、返還未済額の全部または一部を免除					学業成績が不振等の場合や経済状況の回復が見られる場合、支給停止や廃止 (打ち切り) がありうる。 成績不振に病気等のやむを得ない理由がない場合や、学校処分により除籍・退学・無期停学又は3か月以上の停学となった場合は、支給済み金額の全額又は一部について返還が必要。			
返還期間			貸与総額、割賦方法に応じて決定					—			
割賦方法			・定額返還方式 ・所得連動返還方式		・月賦返還 ・月賦・半年賦併用返還			—			
備考			※1：学年、自宅・自宅外で選択 ※2：自宅・自宅外で選択					・貸与と給付は併用可 ・高等専門学校における月額は、上記の5～7割程度 ・通信教育課程は別途あり			

名称		日本政策金融公庫の教育ローン
事業主体 (連絡先)		日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター (TEL：0570-008-656)
申請窓口		日本政策金融公庫 久留米支店 (TEL：0570-092-580)
種別（給付型か貸与型か）		貸与
貸与利息		固定金利：年 2.65%
対象者		子どもの数や世帯年収に応じて利用が可能
貸与基準	収入基準	世帯年収 790 万円（所得は 600 万円）が上限 子どもの人数 1 人あたり 100 万円（所得は 2 人目 90 万円加算、3 人目以降 100 万円加算。5 人目まで。）ずつ加算 （※子どもが 2 人以内の場合、上限額の緩和条件あり）
	学力基準	なし
	その他	日本学生支援機構奨学金と併用可
申請方式		随時
貸与期間		—
貸与金額		学生・生徒 1 人につき、350 万円（一定の要件に該当する場合は 450 万円）を上限とし、該当年分を融資
保証人		（公財）教育資金融資保証基金を利用する場合（備考参照）は不要。 連帯保証人を立てる場合は、進学者・在学者の 4 親等以内の親族
返還免除		なし
返還期間		20 年以内
割賦方法		毎月元利均等返済 ただし、在学期間内は、元金を据え置き、利子のみ返済とすることができる
備考		連帯保証人の代わりに公益財団法人の保証機関（保証基金）を利用する制度あり。国の教育ローンの申込み時に保証依頼書を提出。 その際、融資額 100 万円あたり次の保証料が、融資金から一括して差し引かれる（元金据え置き期間がない場合） 返済期間 5 年：26,035 円 同 10 年：51,652 円 同 15 年：93,506 円

民間団体の奨学金制度一覧

(注意) 令和8年3月現在の情報を掲載しておりますので、ご利用の際は、各団体の HP 等にお問い合わせください。

番号	事業名	対象校種	種別	給付・貸与 月額	入学 支度金	申請時期	備考	連絡先
1	藍教育振興会奨学生	高専・高校・大学	給付	大学：3万円 高専・高校：2万円	×	4～5月	能力及び人物ともに優秀	0942-32-6331
2	アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金	高専・高校	給付	2万円	×	11～2月	小児がん経験者 がん遺児	03-5825-6311
3	石井育英会	高校・大学	給付	5万円	×	10月	学業優秀、経済的困難	092-452-2790
4	石澤奨学会	定時制通信制 高校	給付	2万円	×	4～5月 7～8月	経済的困難	03-3572-5730
5	石橋奨学会	大学	給付	8万円	×	1月	学業優秀、経済的困難	03-6412-7620
6	出光文化福祉財団 交通遺児助成金	小・中学校	給付	年額 20 万円 (原則 3 年間)	×	4～8月	交通事故により生計 維持者を失った遺児	03-5428-6203
7	大森昌三記念財団 奨学生	大学・大学院	給付	3万円	×	4～6月	日本国内の大学・大学院 に在籍する者、経済 的困難	info@omorishozo.or.jp
8	緒方記念科学振興財団 奨学生	国立工業専門 学校・高校	給付	1万円・3万円(国 立工業専門学校 4・5年)	×	4月	福岡県内居住、学業・ 人物ともに優秀、経済 的困難	0944-73-9339
9	貝島育英会	大学	給付	2.5万円	×	7月	貝島育英会が承認す る大学	092-721-9468
10	樫の芽会 奨学生	高専・短大・大 学・大学院	貸与	4万円	×	1～4月	学業・人物ともに優 秀、経済的困難	03-3222-6481
11	加藤山崎奨学金	小学5年生 中学2年生 高校2年生	給付	小学校：2万円 中学校：3万円 高校：5万円	×	5～6月	学業全般もしくは文 化・芸術・科学分野で 優秀な成績、品行方正	03-3417-2231
12	カトリック・マリア会・ セント・ジョセフ奨学 育英基金	小・中・高校	給付	2万円	×	5～7月	経済的困難	03-5232-8910
13	金澤記念育英財団 奨 学生	高校・大学・大 学院	給付	高校：2万円 大学：3万円 大学院：5万円	×	4月	学業優秀、経済的困難	092-611-9454
14	キーエンス財団 奨学生	大学	給付	12万円	×	2～4月	20歳以下、経済的困難	ホームページから 問合せ
15	キーエンス財団 がんばれ！日本の大 学生 応援給付金	大学	給付	30万円 (一括給付)	×	2～4月	23歳以下(2025年度 の新1年生を除く)	ホームページから 問合せ
16	教育支援グローバル基 金	専修学校・ 短大・大学	給付	年額 50 万円	×	11～11 月初旬	保護者死亡、単親家 庭、児童養護施設に暮 らしている、里親家 庭、生活保護受給世帯 等	info@beyond- tomorrow.org 03-5453-0830
17	清国奨学会	専門学校・ 短大・大学・大 学院	給付	専門学校・短大：2 万円 大学・大学院：2.5 万円	×	6月	学業優秀、経済的困難	0276-37-8011
18	クオキャリア奨学生	歯科衛生士 養成学校	給付	2万円	×	2～5月	経済的困難	03-5927-9428
19	公文公記念奨学金	中学・高校	給付	年額 自宅通学：50万円 下宿・寮：70万 等	×	9～10月	国際教育を実施する 国内の中学・高校等に 在籍、または私立在外 教育施設中等部・高等 部に在籍	03-5778-9537
20	コカ・コーラ教育・ 環境財団 奨学生	大学・大学院	給付	大学：2万円 大学院：4万円	×	9～10月	環境、特に地球・環境 資源関連領域に興味 のある者、経済的困難 (年齢要件あり)	080-4416-7095

番号	事業名	対象校種	種別	給付・貸与 月額	入学 支度金	申請時期	備考	連絡先
21	酒井 CHS 振興財団 労災遺児等奨学生	高校・専修学 校・短大・大 学・大学院	給付	高校・高専：2 万円 短大・大学・大学 院：3 万円	×	3～6 月	扶養者又は本人が労災に より経済的困難	03-5276-1940
22	JBC 高校生奨学金	高校・高専	給付	3 万円	×	4～5 月	経済的困難	03-6709-8741
23	尚志社 奨学生	大学・大学院	給付	授業料・他正規納 入金額等	○	1～4 月	成績優秀	06-6204-2267
24	関育英奨学会	高専・大学	貸与	高専：2 万円 大学：3 万円	×	4～6 月	学業・人物ともに優秀、 経済的困難（対象学校・ 学年の要件あり）	03-5647-8787
25	全国母子寡婦福祉団体 協議会 ひとり親家庭 支援奨学金	中学・高専・高 校等	給付	3 万円	×	4 月	ひとり親世帯、経済的困 難	03-6718-4088
26	大学女性協会 一般奨学生	大学院	給付	30 万円	×	8 月	学業・研究・人物ともに 優れた女子学生	03-3358-2882
27	大学女性協会 社会福祉奨学生	大学・大学院	給付	大学：20 万円 大学院：30 万円	×	8 月	在籍 1 年以上の女子学生、身 体に障害があり、学業・研究・ 人物ともに優秀	03-3358-2882
28	大黒天財団 奨学生	専門学校・短 大・大学	給付	5 万円	×	4～6 月	学業優秀、経済的困難	086-423-1313
29	戸部眞紀財団 奨学生	大学・大学院	給付	大学：6 万円 大学院：7 万円	×	3～5 月	学業優秀、経済的困難（対 象分野に限定あり）	ホームページから 問合せ
30	中董奨学会	大学 3 年・ 大学院 1 年	給付	5 万円	×	3～4 月	学業優秀、経済的困難	03-3407-7113
31	中部奨学会	短大・大学・大 学院	給付 貸与	短大・大学：3.5 万 円 大学院：6 万円	×	4～5 月	学業・人物ともに優秀、 経済的困難	046-241-1214
32	中村積善会 奨学金	大学・大学院	給付	給付：5 万円	×	3～4 月	学業優秀、経済的困難（対 象大学に限定あり）	03-3573-6171
33	中山報恩会 奨学金	大学・大学院	給付 貸与	大学：4.2 万円 （給付：3 万円、貸 与：1.2 万円） 大学院：5 万円 （給付：3.5 万円、 貸与：1.5 万円）	×	4 月	学業優秀、経済的困難（対 象大学の要件あり）	06-6243-5577
34	日揮・実吉奨学会	大学・大学院	給付	年額 45 万円	×	2～4 月	理系学部、研究科に在学 する日本国籍をもつ学 生、学業・人物ともに優 秀（対象大学の要件あり）	03-3666-8020
35	似鳥国際奨学財団	中学・高校 大学	給付	中学校：4 万円 高校：4.5 万円 大学：5～8 万円	×	1～4 月	学業優秀（中学・高校は ひとり親家庭）	nitoriKSZ_09 @nitori.jp
36	ニビキ育英会	高専・高校・大 学	給付	高専・高校：6 万円 大学：8 万円	×	11～1 月	福岡県内居住の母子家 庭、両親のいない場合は 施設入居者に限る	093-661-3790
37	日本教育公務員弘済会 奨学金	高校等 専修学校・高 専・短大・大 学・大学院	給付 貸与	50 万円以内 修業期間 1 年につ き 25 万円以内	×	都道府県 により異 なる	経済的困難	03-3354-4001
38	日本財団まごころ奨学 金	専修学校・高 専・高校・短 大・大学・大 学院	給付	専修学校及び高専（3 年以下）・高校：1.7～ 2.5 万円 高専（4 年以上）・専 修学校（専門課程）・ 短大・大学・大学院： 5 万円	○	随時	保護者又は本人が犯罪に 遭遇し、経済的困難	ホームページから 問合せ 又は 03-6229-5111
39	日本証券奨学財団	大学・大学院	給付	4.5 万円 （自宅外通学者は 5.5 万円）	×	4 月	対象大学・学年の要件あ り	03-3664-7113
40	日本通運交通遺児等支 援奨学金	大学	給付	大学：3 万円	×	4～5 月	保護者又は本人が交 通事故により障害も しくは傷病を負った 学業優秀、経済的困難 な 21 歳以下	03-5801-1198

番号	事業名	対象校種	種別	給付・貸与 月額	入学 支度金	申請時期	備 考	連絡先
41	日本文化藝術奨学金	大学院	給付	年額 50 万円	×	6 月	対象大学等の要件あり	03-6434-5546
42	野崎わかば会 奨学生	大学	給付	3 万円	×	5 月	日本国内の大学等の 学生・学業・人物ともに優秀、経済的困難	03-6730-8120
43	犯罪被害救援基金	幼稚園・小・中 学校・高校・大 学・大学院	給付	幼稚園・小・中 学校：1～1.4 万円 高校・大学：2.1～ 4.0 万円	○	随時	保護者が犯罪被害者、 学業・人物ともに優秀、経済的困難	03-5226-1020
44	福岡奨学会	大学	給付	3 万円	×	4 月	福岡県内居住、同県内 の高校を卒業した大 学新 1 年生	092-781-4611
45	二又教育文化振興奨学 会	高専・高校・短 大・大学	給付	高専・高校：年額 24 万円 短大・大学：年額 30 万円	×	5 月	福岡県内居住、福岡県 内の高校、大学、高専 等に在学、経済的困難	0942-35-9559
46	古岡奨学会	高校	給付	1.6～1.7 万円	○	9～1 月	母子家庭、経済的困難	03-5496-4361
47	本庄国際奨学財団 日本人大学院生奨学金	大学院	給付	18～23 万円（支給 期間による）	×	9～10 月	日本国内の大学院在 学、日本人学生	info@hisf.or.jp
48	本庄国際奨学財団 海外留学日本人大学院 生奨学金	大学院	給付	現地通貨払い（US ド ル・ユーロ等）・学会 参加助成金：上限年 20 万円・授業料助成 金：上限 50 万円	×	2～4 月	日本以外の海外の大 学院に留学する日本 人留学生	info@hisf.or.jp
49	本庄国際奨学財団 高校生・高専生奨学金	高専・高校	給付	5 万円（支給期間 に制限あり）	×	1～3 月	経済的困難（対象高 校、学年、成績等の要 件あり）	info@hisf.or.jp
50	三菱 UFJ 信託奨学財団	大学・大学院	給付	大学：7 万円 大学院：9 万円 大学(留学生)：10.5 万円 大学院(留学生)：13.5 万円	×	3～5 月	学業・人物ともに優 秀、経済的困難（対象 大学・学年・年齢等の 要件あり）	03-3275-2215
51	明光教育研究所 奨学金	小学校・中 学校・高専・高校・ 短大・大学	給付	小学校：年額（最 大）10 万円 中学校：年額（最 大）20 万円 高専・高校：年額 （最大）50 万円 短大・大学：年額 （最大）80 万円	×	11～1 月	ひとり親家庭、保護者 が就労困難等	info@meiko- zaidan.jp
52	森下仁丹奨学会	大学・大学院	給付	4 万円	×	1～3 月	学業優秀、経済的困難	06-6761-1131
53	安川電機育英会	大学	給付	5 万円	×	5～6 月	学業優秀、経済的困難 （対象大学の要件あり）	093-645-8802
54	山路ふみ子奨学基金	高校	給付	3 万円	×	4～5 月	学業・人物ともに優 秀、交通事故以外の遺 児等により経済的困 難（対象高校の要件あり）	03-5232-8910
55	山田育英会	大学・大学院	給付	大学：3 万円 大学院：5 万円	×	4～6 月	学業優秀、経済的困難	ホームページから 問合せ
56	夢&環境等支援宮崎記 念基金（公募）	大学・大学院	給付	3 万円	×	4～5 月	学業優秀、経済的困難	06-4308-5532
57	余慶会 奨学生	大学	給付	年額 90 万円（通信 教育・夜間課程は 70 万円）	×	12 月	福岡県内の遺児、ひと り親家庭等、経済的困 難	092-517-5668
58	公益財団法人吉田学術 教育振興会 奨学金	高専・高校・大 学	給付	高専 1～3 年・高 校：2 万円 高専 4～5 年・大 学：3 万円	×	4～5 月	福岡県内居住、福岡県 内の高校、工業高専又 は大学在籍	0942-51-0100
59	公益財団法人 吉本章治奨学会	高校・短大・大 学・大学院	給付	高校：1.5 万円 短大・大学・大 学院：3 万円	×	4 月	福岡県内在住、経済的 困難	092-282-3751
60	読売光と愛・郡司ひさ ゑ奨学生	専門学校・ 短大・大学	給付	年額 30 万円	×	10 月	児童養護施設等に在 籍、経済的困難	03-3217-3473
61	公益財団法人ワイドレ ジャーみらい財団 奨学金	中学・高校	給付	年額 24 万円	×	7～8 月	財団指定市区町村	0942-41-2114

久留米市若年者専修学校等技能習得資金貸与制度

中学・高校を卒業または高校中退後、経済的な理由で専修学校等での修学が困難な方に対し、技能習得資金の貸付を行います。

【対象者】

以下のすべてを満たす方

- ①久留米市内に在住の方（またはその被扶養者）のうち、入校年度の前年度に中学校、高等学校を卒業した方または高等学校を中退した方で、経済的な理由により専修学校等での修学が困難な方
- ②次の学校に在学している方
 - ・専修学校のうち高等課程、専門課程（修学期間1年以上2年未満のものに限る）または一般課程
 - ・各種学校のうち修学期間1年以上の課程
- ③地方公共団体、日本学生支援機構その他の奨学金等を受けない方

【貸付金額】

○入校支度金：入学年度に100,000円（貸与決定後、7月頃）

○修学資金：月額30,000円、専門課程は月額53,000円（年間を3か月ごとの4期に分けて貸与、おおむね6・9・12・3月頃）

久留米市役所 労政課

TEL:0942-30-9046 FAX:0942-30-9707

進学・就職準備給付金

生活保護世帯で、高校等を卒業して大学等に進学する方、または高校を卒業して就職する方に対して一時金を支給します。

【対象者】

生活保護受給世帯で、以下の①・②のうちいずれかに該当する方

- ① 当該年度の前年度3月に高等学校等を卒業し、原則当該年度の4月に大学等に進学するため生活保護受給世帯から脱却することとなる方
- ② 当該年度の前年度3月に高等学校等を卒業し、原則当該年度の4月に就職するため生活保護受給世帯から脱却することとなる方

【支給金額】

① 進学のために転居する際は30万円、現在の自宅から通学する際は10万円

② 就職のために転居する際は30万円、世帯が保護廃止となり自宅から通勤する際は10万円

※詳しくは担当のケースワーカーにお尋ねください。

久留米市役所 生活支援第1・2課

TEL:0942-30-9023 FAX:0942-30-9710

勤労学生控除（所得税／市・県民税）

納税者自身が勤労学生であるときは、一定の金額の所得控除を受けることができます。
（所得税：27 万円、市・県民税：26 万円）

【対象者】

その年の 12 月 31 日の現況で一定の基準を満たした学校に在学していて、合計所得金額が 85 万円以下であり、かつ、勤労に基づく所得以外の所得が 10 万円以下である方。

【手続方法】

確定申告、市・県民税申告、又は給与所得者の扶養控除等（異動）申告にて、控除の申告を行います。申告には学生証の写しが必要です。

（確定申告） 久留米税務署（諏訪野町 2401-10） TEL：0942-32-4461	（市・県民税申告） 久留米市役所 市民税課 TEL：0942-30-9008 FAX：0942-30-9753
※給与所得者の扶養控除等（異動）申告については、お勤め先の給与事務担当の方へお尋ねください。	

生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）

低所得者世帯に対し、教育に関する経費として貸し付ける資金です。

＊多制度の利用が優先されます。

＊貸付には条件や審査があります。まずはご相談ください。

【実施内容】

○教育支援費：高等学校、大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費

○就学支度費：高等学校、大学または高等専門学校への入学に際し必要な経費

	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
教育支援費	（高校）月 3.5 万円以内 （高専）月 6.0 万円以内 （短大）月 6.0 万円以内 （大学）月 6.5 万円以内	卒業後 6 月以内	据置期間経過後 20 年以内	無利子
就学支度費	50 万円以内			

社会福祉法人久留米市社会福祉協議会（長門石 1 丁目 1-34）
TEL：0942-34-3035 FAX：0942-34-3090

◆子どもの学習・生活支援など

ヤングケアラーに関する相談

当事者や家族、機関・団体・事業者・地域などの関係者からのヤングケアラーに関する相談に応じています。

【対象者】

久留米市内に在住・通勤・通学中の子ども及び保護者。
久留米市内の機関・団体・事業者・地域などの関係者

【受付時間】

月～金曜日 8時 30 分～17 時 15 分（休日・年末年始を除く）
木曜日（休日除く）は 19 時まで

久留米市役所 こども子育てサポートセンター
TEL：0942-30-9302 FAX：0942-30-9718

子どもの学習・生活支援事業

生活保護受給世帯・生活困窮世帯の子どもと保護者に「生活支援」を行い、必要に応じて子どもに「学習支援」を行います。

【対象者】

久留米市内に在住の生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子ども
・生活支援：小学 5 年生から高校生世代の子ども及びその保護者
・学習支援：生活支援対象の中学生及び高校生世代の子どものうち、学習支援（進路支援等を含む）が必要な子ども

【実施内容】

・生活支援：子どもに対して、相談支援・進路相談・体験活動など
保護者に対して、相談支援・情報提供・巡回支援など
・学習支援：子どもに対して、学校の勉強の復習・受験のための進学支援など
（※社会的居場所にて、週 2 回（火・金）／18 時 30 分～20 時 30 分）

【利用方法】

事業利用の利用を希望される場合は、必ず下記所管課に相談してください。

久留米市役所 生活支援第 2 課
TEL：0942-30-9023 FAX：0942-30-9710
久留米市生活自立支援センター（久留米市役所 3 階 310 会議室）
西部：TEL：0942-30-9185 FAX：0942-30-9186
東部：TEL：0942-30-9113 FAX：0942-30-9327

7 自立・就労のためのサポート

生活困窮者自立支援事業

経済的に困りの方に対して、一人ひとりの抱える課題の解決と生活の安定、自立を目指すための支援をしています。

事業	内容
自立相談支援事業	生活困窮者からの相談を受け付け、抱えている課題を評価・分析し、本人の同意の下、計画的かつ継続的な支援プランを作成し、関係機関と連絡調整しながら支援を行います。
住居確保給付金	【家賃補助】離職や減収により住居を失った、もしくは失うおそれのある方で、所得や収入が一定水準以下の方に対して期限を定めて家賃相当分（生活保護制度上の住宅扶助基準額が上限）を支給するとともに、ハローワークと連携した就労支援を行います。 【転居費用補助】同一の世帯に属する者の死亡又は本人、もしくは同一の世帯に属する者の離職、休業などにより住居を失った、もしくは失うおそれのある方で、所得や収入が一定水準以下の方に対して転居費用相当分（生活保護制度上の住宅扶助基準額に3を乗じて得た額が上限）を支給するとともに、家計の改善に向けた支援を行います。
就労準備支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、長期離職やひきこもりなど一般就労に直ちに就くことができない方に対して、日常生活の基礎能力や社会生活のスキルの獲得・向上を目指した支援を行います。
家計改善支援事業	経済的困窮などの困りごとを抱え、家計管理がうまくいかない相談者に対して、家計の見直し作業と将来設計等の家計管理支援を行うほか、貸付が必要な方に対しては貸付あっせん書を作成し、円滑な貸付に繋がります。

【対象者】

暮らし、仕事、お金、住居のことなど、生活の中で困りごとをお持ちの方

【相談方法】

各連絡先へご連絡ください。

久留米市役所 生活支援第2課

TEL：0942-30-9023 FAX：0942-30-9710

久留米市生活自立支援センター（久留米市役所3階310会議室）

西部 TEL：0942-30-9185 FAX：0942-30-9186

MAIL：kurucjiritsu@greencoop-fukuoka.or.jp

東部 TEL：0942-30-9113 FAX：0942-30-9327

MAIL：kurumejiritsu-toubu9113@elite-staff.com

生活保護

生活保護は、病気や高齢で働けなくなったり、生計の中心となる方が亡くなったりするなど、様々な事情により生活が立ち行かなくなった場合に、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度です。

【実施内容】

資産や能力等のすべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、世帯の人数や収入状況など個々の世帯の実態に応じて、生活費等を支給します。

【申請方法】

生活保護制度の利用を希望される方は、下記までご相談ください。

久留米市役所 生活支援第1・2課

TEL：0942-30-9023 FAX：0942-30-9710

各総合支所市民福祉課でも受け付けています（→88 ページ）

ハローワーク久留米（久留米公共職業安定所）

【実施内容】

- 職業相談・紹介、パソコンでの求人閲覧、職業訓練の案内等
- 障害者、学卒者等への職業相談・紹介
- 雇用保険に関する各種手続等

【利用時間】

月曜日～金曜日 8時30分～17時15分。土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日は休み

ハローワーク久留米（久留米公共職業安定所）（諏訪野町 2401）

TEL：0942-35-8609

ハローワーク久留米マザーズコーナー

キッズコーナーの設置など子ども連れで来所しやすく、担当者制（ご相談の中で予約が可能）による職業相談、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供などを行っています。

【実施内容】

職業相談・紹介、パソコンでの求人閲覧

【開所日】

月曜日～金曜日 10時～18時。土曜日・日曜日・祝日および12月29日～1月3日は休み

ハローワーク久留米マザーズコーナー（天神町8フラッグ久留米サウス5階）

TEL：0942-31-9177

久留米市ジョブプラザ

久留米市ジョブプラザは、国（ハローワーク）が行う職業相談・紹介と、市が行う就労相談を一体的に行うワンストップ型相談窓口です。また、ひとり親の方や中高年の方を対象とした専門相談を行っています。

【実施内容】

- 職業相談・紹介、パソコンでの求人閲覧、職業訓練の案内等
 - 就労相談
 - 専門就労相談
 - ・ひとり親（ひとり親の父や母等の方：久留米ひとり親サポートセンター）
月曜日～金曜日 9時～17時、土曜日 9時～17時は電話相談
 - ・中高年（概ね40歳以上：福岡県中高年就職支援センター） 毎週金曜日 10時～17時
- ＊開所時間：月曜日～金曜日 9時～17時15分
土曜日・日曜日・祝日および12月29日～1月3日は休み

久留米市ジョブプラザ（城南町15-3 久留米市役所本庁舎2階）
TEL：0942-30-9809 FAX：0942-30-9707

福岡県ママと女性の就業支援センター

働きたいと思っている女性を対象に、将来のキャリアに関する相談や就業相談、保育などの情報提供、就職や仕事に役立つセミナーの開催、出張相談の実施、仕事のあっせん（職業紹介事業）などを実施しています。

福岡県ママと女性の就業支援センター（福岡県筑後労働者支援事務所内：合川町1642-1）
TEL：0942-38-7579

しごと相談カフェ

「働きたいけど就職活動の方法がわからない」「仕事と子育ての両立ができるか不安」など仕事や子育てについての悩みがある方に対し、相談員が久留米市内の子育て支援センターやくるるん、児童センター等を巡回して、就職に役立つ情報提供や就職活動を支援します。

【実施内容】

就職活動の準備支援、就職に関する個別相談、求人情報の提供、仕事と子育ての両立に役立つセミナーの開催等

【実施日】

各会場にて月1回2時間。
スケジュールは市ホームページに掲載

久留米市役所 労政課
TEL：0942-30-9046 FAX：0942-30-9707

若者相談窓口「みらくる」

悩みや困りごとを抱える若者を対象に、関係機関・団体等と連携協力しながら、一人一人に寄り添って支援します。

【対象者】

おおむね中学卒業後から 39 歳までの方

＊中学生以下の方は、子ども総合相談窓口（こども子育てサポートセンター）まで

【相談日時】

月～水・金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分、木曜日 8 時 30 分～19 時。土日・祝日、年末年始は休み

＊面談（来所又は zoom）は要予約。相談者の自宅等への訪問も可能。

久留米市役所 青少年育成課(野中町 1074-1 青少年育成センター内)
TEL:0942-48-1681 FAX:0942-34-9001
【相談専用フリーダイヤル】0120-369656（みらくるコール）

福岡県若者就職支援センター 筑後ブリッジ

福岡県若者就職支援センター筑後ブリッジでは、アドバイザーがマン・ツー・マンで就業に関する様々な相談に対応し、就職までをサポートします。

【対象者】

概ね 39 歳以下の方（学生、フリーター、若年未就職者など）

【開所時間】

月曜日～金曜日 10 時～18 時、土曜日 10 時～17 時。日曜・祝日は休み

福岡県若者就職支援センター 筑後ブリッジ（久留米市役所本庁舎 2 階）
TEL/FAX:0942-33-4435

筑後若者サポートステーション

学校を卒業・中退後、あるいは仕事を辞めた後、長期に職業に就けず悩んでいる若者（就職氷河期世代を含む）を対象に職業的自立など将来に向けた取り組みを支援します。

【対象者】

15 歳から 49 歳までの方

【相談日時】

月曜日～土曜日 10 時～17 時。日曜・祝日および 12 月 29 日～1 月 3 日は休み

＊要予約。予約受付は月曜日～金曜日 10 時～17 時

筑後若者サポートステーション（久留米市役所本庁舎 2 階）
TEL/FAX:0942-30-0087

福岡県中高年就職支援センター

おおむね 40 歳から 64 歳までの中高年の方を対象に、再就職専門の相談員が個別に相談をお受けし、求人の探し方や応募書類の書き方、面接の受け方など、就職できるまでサポートします。

個別就職相談（出前相談）

【日時】毎週金曜日 10 時～17 時

【相談場所】

久留米市ジョブプラザ（久留米市役所本庁舎 2 階）

このほか、就職に役立つセミナーや面接会など、さまざまな就職支援を行っています。

福岡県中高年就職支援センター（福岡市博多区博多駅東 1-1-33 はかた近代ビル 5 階）

TEL：092-433-9211 FAX：092-477-6091

生活支援制度（融資）

名称	概要	対象	融資金額
わくわくローン （久留米市勤労者生活資金貸付制度）	久留米市が、中小企業で働いている方を対象に以下の生活資金を融資する制度です。 ・教育費、医療費、冠婚葬祭、住宅改良費、物品購入費、借金返済など。	・原則として久留米市内の同一住所に 1 年以上居住している方 ・社内に貸付制度がない中小企業（従業員 300 人以下）に 1 年以上勤務している方 等	10 万円以上 200 万円以内（1 万円単位）*審査の上、融資できるかどうかを決定します。
さわやかローン （中小企業従業員生活資金等融資制度）	福岡県が、中小企業で働いている人を対象に以下の生活資金を融資する制度です。 ・生計費・医療費・教育費・冠婚葬祭費・住宅費・物品購入費など。	福岡県内に事業所のある同一の中小企業（常用従業員数 300 人以下）に 1 年以上勤務している方（出向、転籍など自己都合によらない転職の場合は、1 年未満でも対象となります）等	10 万円以上 300 万円以内（1 万円単位）*審査の上、融資できるかどうかを決定します。
ホッとローン （福岡県求職者支援資金融資制度）	福岡県が離職を余儀なくされた方に、緊急に必要な資金および、求職活動に専念できるように生活の安定のための資金（生活費）を融資します。	・福岡県内に居住している方 ・雇用保険法による一般被保険者であり、求職者給付を受給中または、待機期間中の方（ハローワークに届出を行い、求職活動を行っている方）等	50 万円以内*審査の上、融資できるかどうかを決定します。

*詳細につきましては、九州労働金庫ローンセンター久留米他福岡県内各支店へお問い合わせください。

九州労働金庫ローンセンター久留米（久留米市城南町 8-28）

TEL：0942-33-7117 FAX：0942-33-7123

生活福祉資金貸付制度

○総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費および一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金です。

【実施内容】

貸付種類	貸付用途
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用

○福祉資金

低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、必要経費として貸し付ける資金です。

【実施内容】

貸付種類	貸付用途
福祉費	日常生活を送る上で、または自立した生活のために一時的に必要であると見込まれる費用
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用

*いずれも他制度の利用が優先されます。

*貸付には条件や審査があります。まずはご相談ください。

社会福祉法人久留米市社会福祉協議会（長門石1丁目1-34）
TEL：0942-34-3035 FAX：0942-34-3090

市営住宅

住宅に困っている方で申込資格を備えている場合、市営住宅に申し込むことができます。

【申込方法】

- ・定期募集：年3回程度、期間を定めて募集します。募集は広報くるめやホームページに掲載しますので、確認して申し込んでください。入居者は抽選で決定します。
- ・随時募集：年間を通して募集します。募集対象住宅は、市営住宅課窓口（令和8年4月1日以降は、久留米市営住宅管理センター）にて一覧を配布しますので確認して申し込んでください。入居者は先着順で決定します。

【募集区分】

- ・一般募集：世帯向け、単身者向け、多子世帯向けなどがあります。
 - ・別枠募集：高齢者世帯枠、障害者世帯枠、子育て世帯枠（18歳未満の子が2人以上）、母子・父子世帯枠、犯罪被害者等支援の必要な世帯等枠などがあります。
- *一般募集と別枠募集は、条件を満たすと両方に申込みできます。

久留米市役所 市営住宅課
TEL：0942-30-9086 FAX：0942-30-9743

男女平等推進センター

女性（男性）問題・ジェンダー問題をテーマにした講座・講演会の開催や男女の自立支援事業、女性のための相談室・図書情報ステーションの設置等、さまざまな事業を行っています。

【実施内容】

○女性のための総合相談・性暴力被害相談

女性相談員や女性弁護士が対応します。

・相談専用ダイヤル 0942-30-7802

・面接・電話相談（面接は要予約）

月曜日・火曜日・水曜日・金曜日・土曜日 10時～18時

日曜日 10時～17時 木曜日 17時～20時

・女性弁護士による法律相談（面接のみ・要予約）

毎月 第2・4木曜日 14時～15時30分、第3木曜日 17時30分～19時

＊相談は無料です。秘密は守ります。安心してご相談ください。

＊一時保育や手話通訳が必要な方は事前にお知らせください。

○男性のための電話相談

男性や性自認が男性であるセクシュアル・マイノリティの方々が抱える「男らしさ」や「男のくせに」といったジェンダーに起因する悩みに、男性の臨床心理士が電話にて対応します。

・相談専用ダイヤル 080-6787-6172

・相談時間 毎月第2・第4月曜日 16時30分～17時30分

（時間に変更になる場合があります。詳細は男女平等推進センターHPをご覧ください。）

○講座

女性の「働き方」応援事業、男女共同参画のまちづくり講座、リフレッシュのためのブックタイム、男女共同参画啓発講座等

○図書情報ステーション

男女平等に関する図書、雑誌、ミニコミ誌、DVD等の資料を収集し情報提供や貸出等

久留米市役所 男女平等推進センター（諏訪野町 1830-6 えーるピア久留米内）

TEL：0942-30-7800 FAX：0942-30-7811

女性のための相談室 相談専用ダイヤル TEL：0942-30-7802

家庭子ども相談課

ひとり親家庭の福祉、児童虐待、18歳未満の子どもの養育、DVなどの相談に応じます。

久留米市役所 家庭子ども相談課

TEL：0942-30-9063（ひとり親・DV） FAX：0942-30-9718

0942-30-9208（児童）



生活・法律・こころの無料相談会

借金問題、労働問題、損害賠償等、暮らしやこころの問題について、司法書士、保健師、精神保健福祉士が相談をお受けします。

久留米市保健所 保健予防課

TEL : 0942-30-9728 FAX : 0942-30-9833



⑧ ひとり親世帯へのサポート

◆ 就業支援に関すること

ひとり親就業支援（ひとり親サポートセンター事業）

ひとり親家庭の父や母、寡婦、離婚を考えている方に、就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等、就業支援サービスを通じて、自立支援を行います。養育費に関する相談も行います。

【開設日時】

月曜日～金曜日 9時～17時（祝日・年末年始を除く）

土曜日 9時～17時（電話相談対応）

＊電話で事前に予約すると、夜間相談や出張相談にも対応します。

久留米ひとり親サポートセンター

（久留米市役所本庁舎2階 久留米市ジョブプラザ内）

TEL：0942-32-1140 FAX：0942-38-1237

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

看護師や保育士などの資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修業期間中の生活費の負担を軽減するため、養成機関で修業する場合、修業期間中に「訓練促進給付金」を、卒業後に「修了支援給付金」を支給します。申請前に事前相談が必要です。対象資格や支給要件等はお問い合わせください。

【支給金額】

《訓練促進給付金》

市・県民税課税世帯：月額 70,500 円 市・県民税非課税世帯：月額 100,000 円

＊修業期間の最後の1年間は、月額 40,000 円増額

《修了支援給付金》

市・県民税課税世帯：25,000 円 市・県民税非課税世帯：50,000 円

久留米市役所 家庭子ども相談課

TEL：0942-30-9063 FAX：0942-30-9718

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、将来福岡県内において、取得する資格が必要な業務に従事しようとするひとり親家庭の親に対し、養成機関への入学準備金、就職準備金の貸付を行います。養成機関卒業から1年以内に就職し、福岡県内において、取得した資格に係る業務に従事し、5年間引き続きこれらの業務に従事した場合には、返還が免除となります。

【貸付金額】

入学準備金：50 万円以内

就職準備金：20 万円以内

福岡県社会福祉協議会（春日市原町3丁目1-7）

TEL：092-584-3377 FAX：092-584-3369

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親を対象に、市が指定した職業能力の開発のための講座を受講し修了した場合、受講修了後に受講費用の一部が支給されます。受講開始前に、事前相談と申請が必要です。支給要件等はお問い合わせください。

【対象となる講座】

雇用保険法の教育訓練給付の指定教育訓練講座

＊厚生労働省ホームページの「教育訓練講座検索システム」で検索できます。

（例）医療事務、介護職員初任者研修、簿記など

【支給金額】

対象教育訓練を受講し、修了した場合にその経費の 60%

（１）雇用保険の一般教育訓練給付または特定一般教育訓練給付の対象となる講座を受講し、修了した場合にその経費の 60%を支給上限は 20 万円（２）雇用保険の専門実践教育訓練給付の対象となる講座を受講し、修了した場合にその経費の 60%を支給上限は修学年数×40 万円（最大 160 万円）受講修了後 1 年以内に資格取得かつ就職等をした場合、費用の 25%を追加支給（３）雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができる人は、その支給額との差額。ただし、（１）～（３）いずれも、その額が 1 万 2 千円以下の場合には支給されません。

久留米市役所 家庭子ども相談課

TEL：0942-30-9063 FAX：0942-30-9718

◆その他、生活支援等

児童扶養手当

父母の離婚、父又は母の死亡などによるひとり親家庭またはそれに準じる家庭で、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子ども（障害のある子どもの場合は 20 歳未満）を養育している家庭に支給されます。

【支給要件】

- ①父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童【離婚】
- ②父又は母が死亡した児童【死亡】
- ③父又は母が施行令に定める程度の障害の状態にある児童【障害】
- ④父又は母の生死が明らかでない児童【生死不明】
- ⑤父又は母から 1 年以上遺棄されている児童【遺棄】
- ⑥父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童【保護命令】
- ⑦父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童【拘禁】
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童【未婚】

【支給方法】口座振込（1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月）＊前月までの 2 か月分を支給

【支給金額】

＊所得額に応じて全部支給と一部支給があります。

区分	児童 1 人	第 2 子以降加算額
全部支給	46,690 円	11,030 円
一部支給	11,010 円から 46,680 円	5,520 円から 11,020 円

久留米市役所 家庭子ども相談課

TEL：0942-30-9066 FAX：0942-30-9718

各総合支所市民福祉課、市民センターでも受け付けています（→88 ページ）

ひとり親家庭等医療費助成事業

市内にお住いの、18歳未満の児童を監護している母（父）子家庭の母（父）とその児童、父母のない児童を対象に、医療機関に入院・通院した場合の医療費の一部を市が助成することで、窓口での自己負担額を軽減する制度です。（所得制限あり）。

【自己負担の上限額】

1つの医療機関ごとの窓口で支払う金額は、以下の額が上限となります。なお、健康保険が適用されない診療や、入院時の食事代、部屋代などは医療費助成の対象外となり、別途自己負担となります。

- ・通院：1か月800円
- ・入院：1日500円（1か月3,500円限度）※小中学生の自己負担なし
- ・調剤薬局：自己負担なし

久留米市役所 医療・年金課

TEL：0942-30-9034 FAX：0942-30-9107

各総合支所市民福祉課、市民センターでも受け付けています（→88ページ）

母子父子寡婦等福祉相談

【相談の種類】

- ①母子父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付、生活費、教育費、医療費等経済上の問題に関する相談
- ②就職、生業、住宅等生活上の問題に関する相談
- ③家庭紛争、児童の養育、その他の問題に関する相談
- ④その他

久留米市役所 家庭子ども相談課

TEL：0942-30-9063 FAX：0942-30-9718

母子父子寡婦福祉資金貸付事業

20歳未満の児童を扶養している母子家庭、父子家庭および20歳以上の子を扶養している寡婦家庭へ資金の貸付を行います。

【実施内容】

○貸付の種類

- ①事業開始②事業継続③住宅④就職支援⑤技能習得⑥生活⑦転宅⑧修学⑨修業⑩就学支度
- ⑪医療介護⑫結婚

【対象者】

母子家庭、父子家庭の児童及び寡婦が扶養する子または父母のない児童

【⑧修学・⑩就学支度の対象費用】

高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学及び大学、大学院において修学するために必要な授業料、書籍代、その他の学用品の購入費、通学費等に必要な資金（修学資金）、または入学、入所の際に必要な資金（就学支度資金）

各種貸付についての詳しい要件や手続きの方法は、お問い合わせください。

【貸付限度額】

			修学資金（月額）	就学支度資金	
高等学校 専修学校 （高校課程）	国公立	自宅通学	27,000 円	15 万円	
		自宅外通学	34,500 円	16 万円	
	私立	自宅通学	45,000 円	41 万円	
		自宅外通学	52,500 円	42 万円	
高等 専門学校	国公立	自宅通学	31,500 円（1～3年） 67,500 円（4～5年）	41 万円	
		自宅外通学	33,750 円（1～3年） 76,500 円（4～5年）	43 万円	
	私立	自宅通学	48,000 円（1～3年） 98,500 円（4～5年）	58 万円	
		自宅外通学	52,500 円（1～3年） 115,000 円（4～5年）	59 万円	
専修学校 （専門課程）	国公立	自宅通学	67,500 円	42 万円	
		自宅外通学	78,000 円	43 万円	
	私立	自宅通学	89,000 円	58 万円	
		自宅外通学	126,500 円	59 万円	
短期大学	国公立	自宅通学	67,500 円	42 万円	
		自宅外通学	96,500 円	43 万円	
	私立	自宅通学	93,500 円	58 万円	
		自宅外通学	131,000 円	59 万円	
大 学	国公立	自宅通学	71,000 円	42 万円	
		自宅外通学	108,500 円	43 万円	
	私立	自宅通学	108,500 円	58 万円	
		自宅外通学	146,000 円	59 万円	
大 学 院		修士課程	132,000 円	公立	42 万円
		博士課程	183,000 円	私立	59 万円
専修学校 （一般課程）			54,000 円	自宅	15 万円
				自宅外	16 万円

久留米市役所 家庭子ども相談課

TEL：0942-30-9063 FAX：0942-30-9718

ひとり親家庭日常生活支援事業

久留米市内に在住のひとり親家庭の親が、急な病気や就職活動のときなどに、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。

【対象】

義務教育修了前の子どもがいるひとり親家庭で、一時的な疾病、就職活動、技能習得のための通学、親族の看護などの事由により、家事援助が必要な家庭

【実施内容】

必要な家事支援（食事の世話、衣類等の洗濯、住居の掃除、生活必需品の買い物等）

【利用料（1時間あたり）】

生活保護・市県民税非課税世帯：0円

児童扶養手当の支給を受けている又は、同等の所得水準にある世帯：150円

その他の世帯：300円

久留米市母子寡婦福祉会（長門石1丁目1-32 久留米市総合福祉会館内）
TEL：0942-39-2277 FAX：0942-39-2277

母子生活支援事業

母子生活支援事業

経済的な困難や養育上の課題などさまざまな事情を抱える母子家庭等の母とその子どもを対象に、母子支援員の訪問等により、自立を促進するための支援を行います。

【対象者】

事情により子どもの養育が困難な母子家庭の母親、あるいは母子家庭に準ずる母親と、原則として18歳未満の児童

【実施内容】

母親には、家事や生活スキルの指導、離婚や債務整理に関することなどの生活指導を行います。また、子どもには、学習・遊び・日常生活の指導など、自立に向けた支援を行います。

久留米市役所 家庭子ども相談課
TEL：0942-30-9063 FAX：0942-30-9718

ひとり親家庭等の子どもの居場所

ひとり親家庭又は養育者家庭で、保護者の方の仕事などにより、夜間に子どもだけで過ごさざるを得ない小学生及び中学生に対して、心の拠り所となる居場所等を提供します。

【対象世帯】

久留米市内のひとり親世帯であって、児童扶養手当を受給している世帯又は同等水準で、保護者の方の仕事などにより、夜間子どもだけで過ごしている世帯等

【支援内容】

拠点型サービス：学校や学童保育所が終わった後に、子どもたちに居場所を提供します。専門スタッフが子どもたちの勉強をみたり、一緒に食事をとったり、遊んだりします。

派遣型サービス：保護者の方が仕事などで不在の際に、スタッフがご自宅に伺い、子どもの学習をみたり、一緒に遊んだりします。

【実施頻度及び時間】

拠点型：毎週月曜日、水曜日、土曜日 18時～21時30分

派遣型：毎週火曜日、木曜日、金曜日 18時～21時30分（各家庭週1回1時間程度）

久留米市役所 家庭子ども相談課

TEL：0942-30-9063 FAX：0942-30-9718

養育費確保支援事業

公正証書や調停などにより養育費の取り決めにされたり、保証会社と養育費保証契約を結ばれたりした場合に負担された費用の一部を補助します。

【対象者】

久留米市内にお住いのひとり親家庭の母または父で、養育費の対象となる児童を扶養している方

【補助金額】

《養育費に関する公正証書等作成費用補助》 上限 30,000 円

《養育費保証契約の保証料補助》 上限 50,000 円

詳しい要件や手続きの方法は、お問い合わせください。

久留米市役所 家庭子ども相談課

TEL：0942-30-9063 FAX：0942-30-9718

ひとり親控除（所得税／市・県民税）

納税者がひとり親であるときは、一定の金額の所得控除を受けることができます。

（所得税：35 万円、市・県民税：30 万円）

【対象者】

その年の12月31日の現況で、婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方のうち、次の3つの要件のすべてに当てはまる方。

（1）事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。

（2）生計を一にする子がいること。

この場合の子は、その年分の総所得金額等が58 万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。

（3）合計所得金額が500 万円以下であること。

【手続き方法】

所得税の確定申告、市・県民税申告、又は給与所得者の扶養控除等（異動）申告にて、控除の申告を行います。

（確定申告）

久留米税務署（諏訪野町 2401-10）

TEL：0942-32-4461

（市・県民税申告）

久留米市役所 市民税課

TEL：0942-30-9008

FAX：0942-30-9753

※給与所得者の扶養控除等（異動）申告については、お勤め先の給与事務担当の方へお尋ねください。

9 外国人の方へのサポート

◆在住外国人支援事業

久留米市外国人相談窓口

久留米市在住の外国人が、日常生活のなかでの困りごとや分からないことが相談できる窓口です。相談員に、やさしい日本語や英語のほか、多言語映像通訳アプリを利用して在住外国人になじみが深い言語で相談ができます。相談は無料です。

【相談日・時間】

平日 8時30分～17時15分（年末年始は休みです）

【場所】

久留米市役所6階 広聴・相談課 外国人相談窓口

福岡出入国在留管理局による相談窓口（予約制）

出入国関係、在留資格の変更や在留期間の更新など、在留諸申請、その他入管の手続きについて相談ができます。福岡出入国在留管理局の職員が対応します。相談は無料です。

【相談日・時間】

原則第一木曜日 13時～15時まで（お一人40分程度）

【場所】

久留米市役所6階 広聴・相談課

外国人のための「日本語教室」

外国人が日本で生活するために必要となるごみの出し方や災害についてなどの知識や簡単な日常会話と読み書きを習得するための講座です。

市内3カ所で各教室20回開催します。

詳しくは、久留米市広聴・相談課にお問合せください。

外国人のための無料相談会

国際結婚や帰化、労働問題の悩みなどに行政書士や弁護士、社会保険労務士が対応します。相談は無料です。

【開催日】

毎月第3土曜日 13時～16時

【会場】

くるめりあ六ツ門6階 「みんくる」第1、第2会議室

※多言語通訳にも対応しています。

外国人のための久留米市生活ガイド

久留米市で生活するうえで役立つ情報を、「生活ガイドブック」にして、やさしい日本語・英語・ベトナム語・タガログ語・ネパール語・中国語(簡体)・インドネシア語・韓国語で市ホームページに掲載しています。

詳しくは、久留米市広聴・相談課にお問合せください。

久留米市役所 広聴・相談課(外国人相談窓口)

TEL:0942-30-9096 FAX:0942-30-9711

E-mail: sodan@city.kurume.lg.jp

10 病気・障害がある方への支援

◆手帳制度

身体障害者手帳

身体に障害のある方は、身体障害者手帳の交付を受けることができます。

手帳の交付を受けると、障害の程度に応じて、税金面での優遇措置や交通機関の割引、補聴器をはじめとする補装具、日常生活用具の給付などの福祉サービスを受けることができます。

これに加えて重度障害の方は、医療費の助成などの福祉サービスを受けることもできます。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方が申請されると、その程度によって1級から3級までの手帳が交付されます。

一定の障害があることを証明し、手帳の交付を受けると、障害の程度に応じて、税制上の優遇措置や生活保護の障害者加算などの支援を受けることができます。

療育手帳

知的障害のある方が申請されると、一貫した指導・相談、各種福祉サービスを受けやすくするための手帳が交付されます。手帳の交付を受けると、障害の程度に応じて、税金面での優遇措置や交通機関の割引、日常生活用具の給付などの福祉サービスを受けることができます。

これに加えて重度障害の方は、医療費の助成などの福祉サービスを受けることもできます。

久留米市役所 障害者福祉課

TEL：0942-30-9035 FAX：0942-30-9752

各総合支所市民福祉課でも受け付けています（→84 ページ）

◆相談に関すること

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

小児がん、慢性心疾患、内分泌疾患など慢性的な疾病により、長期にわたり療養を必要とする児童等やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供と助言、必要に応じて関係機関との連携調整を行います。小児慢性特定疾病を抱える子どもを持つ保護者の交流会（ピアカウンセリング事業）や小児慢性児童等がボランティア等と交流する事業（相互交流支援事業）なども実施しています。

【対象者】

久留米市小児慢性特定疾病医療受給者証の対象となる児童等およびその家族など

【実施内容】

○電話・窓口相談（オンラインでの相談をご希望の方はご相談ください。）

月曜～金曜日の8時30分～17時15分まで（年末年始、祝日は休み）

【利用料】

無料

久留米市保健所 健康推進課

TEL：0942-30-9729 FAX：0942-30-9833

久留米市障害者基幹相談支援センター

障害者基幹相談支援センターは、地域での障害のある方の相談支援の拠点として、あらゆる障害に対する総合的な相談や、相談支援事業所の支援をしています。

各種相談受付、福祉サービスの利用援助情報提供、専門機関への紹介、成年後見制度利用に関する相談、虐待防止・差別解消に関する相談、住宅入居等支援等を行います。

【相談受付日等】

月曜日～金曜日（祝日および年末年始は休み） 8時30分～17時15分

久留米市東部障害者基幹相談支援センター（田主丸町）

TEL：0943-73-0045 FAX：0943-73-0046

久留米市西部障害者基幹相談支援センター（安武町）

TEL：0942-27-2038 FAX：0942-27-2058

久留米市南部障害者基幹相談支援センター（藤山町）

TEL：0942-51-8555 FAX：0942-22-2275

久留米市北部障害者基幹相談支援センター（長門石）

TEL：0942-65-7855 FAX：0942-65-7844

こころの健康相談

思春期の問題や不登校、ひきこもり、依存症等、様々な悩みや不安を抱えている本人や家族からの相談を精神科医または保健師・精神保健福祉士がお受けします。

【実施内容】

○精神科医による相談（来所面接相談、要予約）

毎週木曜日 13時30分～15時（1人30分程度）（年末年始、盆、祝日、第5木曜日を除く）

○保健師・精神保健福祉士による相談（来所面接相談・電話相談）

月曜日～金曜日 8時30分～17時15分（年末年始、祝日を除く）

実施場所：久留米市保健所（城南町15-5久留米商工会館4階）

久留米市保健所 保健予防課 精神保健チーム

TEL：0942-30-9728 FAX：0942-30-9833

こころの相談カフェ

家庭や仕事の問題、不眠、アルコール、ひきこもり、依存症等様々な悩みや不安について、臨床心理士等のカウンセラーが心に寄り添い、相談に応じます。

【相談日時】

○日曜日 毎月第3日曜日・偶数月第1日曜日 13時～16時

○火曜日 毎週火曜日 13時～16時

（4/29、7/22、9/16・23、1/20、3/17、年末年始を除く）

○水曜日 奇数月第3水曜日 17時～20時

【実施場所】

久留米市市民活動サポートセンターみんくる

または 久留米市立中央図書館

*要予約。予約受付は平日の8時30分～17時15分（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

（参考）市ホームページ

「こころの相談カフェ」QRコード



久留米市こころの相談カフェ予約専用窓口

TEL：0120-905-399 FAX：0942-55-4664

障害児等療育支援事業

発達が気になる児童やサポートが必要な方の電話相談に応じています。また、家庭、保育所、幼稚園、学校、施設へ訪問し生活に必要な情報の提供や助言を行います。

①訪問療育

専門のスタッフが定期的もしくは随時ご家庭の訪問や地域の巡回をして、相談・援助を行います。

②外来療育

来所による生活や発達に関する相談に対応します。

③施設支援、巡回支援

保育所、幼稚園、学校、通園（通所）施設、事業所などを訪問し（もしくは来所）、講義、児童の評価、対応に関してのアドバイスなど相談や技術支援を行います。

【受付時間】

問合せ先へご連絡ください。

【利用料】

無料

社会福祉法人 こぐま福祉会（小郡市大板井 1143-1）

TEL：0942-72-7221 FAX：0942-72-7222

社会医療法人 聖ルチア病院（津福本町 1012）

TEL：0942-33-1581 FAX：0942-33-1586

医療法人 のぞえ総合心療病院（藤山町 1730）

TEL：0942-22-5311 FAX：0942-22-0879

発達障がい者支援センター

発達障がいの診断がある方、または疑いのある方が、地域で安心して暮らしていくためのお手伝いをします。必要に応じて関係機関（医療、保健福祉、教育、労働）と連携して支援します。

①ご本人やご家族の方を支援します：家庭生活や社会生活で困っていることを具体的に伺い、対応や工夫の仕方について一緒に考えていきます。

②支援者の方の支援をします：困っている行動の見方や対応について一緒に考えます。また、保育園や幼稚園、学校や事業所などでのケース会議などに参加し、アドバイスを行います。

③研修会や啓発活動を行います：ご家族や支援者を対象にした講演会や研修会を行います。また、研修の講師として職員を派遣します。

【受付】

月曜日～金曜日 9:00～17:00（12:30～13:30 を除く）

予約制です。受付についてはホームページをご覧ください。問合せ先にご連絡ください。

【利用料】

無料

福岡県発達障がい者支援センター（筑後地域）あおぞら
（八女郡広川町大字一條 1361-2）

TEL：0942-52-3455 FAX：0942-53-0621



◆医療と訓練・リハビリテーション

自立支援医療（育成医療）

身体に障害を持つ児童、又は、現存の疾患を放置することで将来障害を残すと認められる児童に対し、必要な医療に対する費用の一部を公費により負担します。

【自己負担額】

利用者の自己負担額は原則として医療費の1割負担となりますが、世帯の所得に応じてひと月あたりの負担に上限が設定されます。

久留米市役所 こども子育てサポートセンター
TEL：0942-30-9731 FAX：0942-30-9718

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患のために、継続した通院治療を受ける必要がある場合、必要な医療に対する費用の一部を公費により負担します。

【自己負担額】

利用者の自己負担額は原則として医療費の1割負担となりますが、世帯の所得に応じてひと月あたりの負担に上限が設定されます。

久留米市役所 障害者福祉課
TEL：0942-30-9035 FAX：0942-30-9752
各総合支所市民福祉課でも受け付けています（→88 ページ）

小児慢性特定疾病医療費助成制度

慢性疾病で長期の療養が必要なため、療養に多額の費用がかかる場合に、医療費の自己負担分の一部を助成します。

【対象者】

- ①保護者が久留米市に在住の方
- ②厚生労働省告示に定める対象疾病に罹っていて、かつその疾病の状態の程度に該当している方
- 対象疾病

令和7年4月1日現在、16疾患群 801 疾病

詳細は小児慢性特定疾病情報センターへ <https://www.shouman.jp>

【利用者負担】

世帯の所得に応じた自己負担上限額（月ごと）

久留米市保健所 健康推進課
TEL：0942-30-9729 FAX：0942-30-9833

障害児通所支援給付事業

在宅の障害児の心身機能の維持向上のために、施設等において、指導員等による個別療育・集団療育等を実施します。

【実施内容】

①児童発達支援

未就学の障害児に日常生活における基本的動作等の習得、集団生活への適応訓練を行います。

②放課後等デイサービス

就学中の障害児に授業終了後又は夏休み等休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

③保育所等訪問支援

保育所等を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

④居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

久留米市役所 障害者福祉課

TEL：0942-30-9318 FAX：0942-30-9752

日中活動給付事業

種類	支援内容	対象者
生活介護	施設等において、食事・入浴・排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供します	在宅…障害支援区分3以上（50歳以上は区分2以上） 入所…障害支援区分4以上（50歳以上は区分3以上）
自立訓練 （機能訓練） （生活訓練）	自立した日常生活ができるよう、施設等において身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練等を行います	身体機能・生活能力の維持・向上等に支援が必要な障害者
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用し、家事等の支援、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います	地域移行に向け、帰宅後の生活能力の維持・向上等に支援が必要な障害者
就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援等を行います	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者 現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います	単独で就労することが困難である65歳未満の障害者

就労継続支援 A型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場の提供と、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います（原則、雇用契約あり）	一般企業等への就労が困難な方で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障害者 ＊就労移行支援事業利用経験者 ＊一般就労経験者（アルバイト等含む） ＊特別支援学校卒業者等
就労継続支援 B型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場の提供と、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います（雇用契約なし）	就労経験がある方で、年齢や体力面で一般就労が困難になった障害者
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般企業等に就職した方に、就労継続のために必要な企業等との連絡調整や、相談・助言等を行います	就労移行支援等を利用した後、一般企業等に雇用された障害者で、就労継続期間が6か月を経過した方
自立生活援助	定期的な巡回や訪問、相談対応によって、情報の提供や助言、関係機関との調整等、居宅での自立した生活を営むための環境整備に必要な援助を行います	居宅での自立した日常生活を営む上での支援を必要としながらも、その支援が見込めない状況にある障害者

久留米市役所 障害者福祉課

TEL：0942-30-9318 FAX：0942-30-9752

心理リハビリテーション事業

心身に障害がある児童・生徒の情緒の安定と身体の動きの改善のため、発達援助法（動作法）等の心理リハビリテーションを実施しています。

【実施日】

毎月第2水曜日、第4日曜日を予定

【実施場所】

久留米市総合福祉会館（長門石1丁目1-32 TEL：0942-38-9288）

【参加料】

無料（資料代等、一部実費負担あり）

【申込み方法】

直接会場へ

久留米市役所 障害者福祉課

TEL：0942-30-9035 FAX：0942-30-9752

◆手当・給付金に関すること

特別児童扶養手当

身体または精神に障害がある、または重い内科的疾患がある20歳未満の児童の保護者に支給されます。原則、医療機関等発行の診断書が必要です。（省略できる場合があります。詳しくはお尋ねください）

【支給金額】

区分	手当の月額（児童1人あたり）
重度（1級）	56,800 円
中度（2級）	37,830 円

※所得制限あり

久留米市役所 家庭子ども相談課

TEL：0942-30-9066 FAX：0942-30-9718

各総合支所市民福祉課でも受け付けています（→88 ページ）

障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活で常に介護が必要な在宅の20歳未満の方に支給します。医師の診断書をもとに、国が定めた手当の認定基準に該当するか審査しますので、障害者手帳を所持していない方でも申請することができます。

障害の状態は、原則として専用の診断書により審査しますが、所持する手帳の等級によっては診断書を省略できる場合があります。

【支給金額】

月額 16,100 円（令和7年4月分から）＊物価指数の変動により支給額は改定します。

久留米市役所 障害者福祉課

TEL:0942-30-9035 FAX:0942-30-9752

特別支援教育就学奨励費

市立小・中学校の特別支援学級等に通う児童生徒の保護者へ、給食費や学用品費等の一部を支給します。

【対象者】

- ・市立小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者
- ・市立小・中学校の通常の学級に就学し、一定の障害がある児童生徒の保護者
- ・市立小・中学校に就学し、障害に応じた特別の指導を受けている児童・生徒の保護者（ただし、この場合は、その通学にかかる特別に要する交通費のみを通学に要する交通費として支給する）

【支給要件】

保護者の属する世帯の収入額と生活保護基準に基づいた世帯の需要額を測定し支給区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）に応じた費目を支給

収入額が需要額の 1.5 倍未満	区分Ⅰ
収入額が需要額の 1.5 倍以上 2.5 倍未満	区分Ⅱ
収入額が需要額の 2.5 倍以上	区分Ⅲ

【対象費目】

学校給食費・学用品費・新入学児童生徒学用品費・修学旅行費・校外活動等参加費・交通費（通学費・職場実習費・交流及び共同学習費）・拡大教材費

【支給方法】

学期ごとに保護者または学校長の指定口座へ振込みます。

【申込み方法】

在籍する学校を通じて必要書類等を提出

在籍する久留米市立小・中学校事務室へ

肢体不自由高校奨学生

福岡県内に居住する肢体不自由高校生のための奨学金制度で、返済の義務はありません（久留米市奨学金との併給不可）。

【対象者】

身体障害者手帳 1 級から 5 級までの肢体不自由者で高校在生徒および合格見込みのある中学 3 年生在生徒。ただし、特別支援学校高等部在学者は除きます。

【支給金額】

年額 35,000 円

【申請手続】

直接、福岡県肢体不自由児協会へ

福岡県肢体不自由児協会（春日市原町 3 丁目 1-7 クローバープラザ 6 階）
TEL/FAX：092-584-5723

重度障害者医療費助成制度

市内にお住いの、一定の障害のある方を対象に、医療機関に入院・通院した場合の医療費の一部を市が助成することで、窓口での自己負担額を軽減する制度です（所得制限なし）。

【対象者】

小学生以上 65 歳未満の方、65 歳以上で後期高齢者医療を保有している方のうち、次の①～④のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳の 1 級または 2 級を保有の方
- ②療育手帳の A 判定を保有の方
- ③身体障害者手帳の 3 級を保有し、療育手帳の B 1 判定を保有の方
- ④精神障害者保健福祉手帳 1 級を保有の方

【自己負担の上限額】

1 つの医療機関ごとの窓口で支払う金額は、以下の額が上限となります。なお、健康保険が適用されない診療や、入院時の食事代、部屋代などは医療費助成の対象外となり別途自己負担となります。

- ・ 15 歳到達後最初の 3 月 31 日までの方

通院：1 か月 500 円

入院：自己負担なし

調剤薬局：自己負担なし

- ・ それ以外の方

通院：1 か月 500 円

入院：1 日 500 円（1 か月 5,000 円）＊低所得の場合 1 日 300 円（1 か月 3,000 円）

調剤薬局：自己負担なし

久留米市役所 医療・年金課

TEL：0942-30-9034 FAX：0942-30-9107

各総合支所市民福祉課、市民センターでも受け付けています（→88 ページ）

◆生活用具等に関すること

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

在宅（一部入院中も含む）の小児慢性特定疾病児童等に対して、車いすや電気式たん吸引器等、日常生活で使用する用具を給付します。

【利用者負担】

世帯の所得に応じた自己負担額

久留米市保健所 健康推進課

TEL：0942-30-9729 FAX：0942-30-9833

日常生活用具の給付

在宅の障害者・障害児の日常生活を容易にするための用具を給付します。

【申請手続】

日常生活用具給付申請書、見積書（市契約業者）、カタログ（コピーでも可）、手帳（コピーでも可）を持参または郵送にて受け付けます。

【支給金額】

日常生活用具ごとに定められた基準額。市県民税課税世帯の方は費用の1割が自己負担となります（月額上限 18,600 円）。

久留米市役所 障害者福祉課

TEL：0942-30-9035 FAX：0942-30-9752

各総合支所市民福祉課でも受け付けています（→88 ページ）

補装具の支給（購入・借受・修理）

在宅の障害者・障害児が補装具を購入・借受・修理する際の費用を支給します。

【申請手続】

補装具費支給申請書、医師の意見書（15 条指定医）、見積書（市契約業者）、手帳（コピー可）を持参または郵送にて受け付けます。

＊一部補装具には意見書が不要なものがあります。

【支給金額】

補装具、部品ごとの基準額もしくは市が特例補装具として認めた補装具、部品の金額。市県民税課税世帯の方は費用の1割が自己負担となります（月額上限 37,200 円）。

久留米市役所 障害者福祉課

TEL：0942-30-9035 FAX：0942-30-9752

各総合支所市民福祉課でも受け付けています（→88 ページ）



◆在宅サービス等

障害児タイムケア事業

障害のある小中高生等の放課後や長期休暇時の居場所の確保、及び保護者の一時的休息や就労支援のために、障害児の預かり事業や、社会に適應する日常的訓練を行います。

＊必ず事前に申請が必要

【対象者】

久留米市内に住所を有する中学生及び高校生並びに久留米特別支援学校に在籍する小学生であって身体障害者手帳、療育手帳等を所持するもの

久留米市役所 障害者福祉課

TEL：0942-30-9035 FAX：0942-30-9752

各総合支所市民福祉課でも受け付けています（→88 ページ）

医療的ケア児（者）在宅レスパイト事業

自宅等に看護師等を派遣し、家族に代わって医療的ケア（人工呼吸器管理、経管栄養等）や療養上の世話（食事介護、排泄介助、体位交換等）をします。

派遣時間：1人あたり年96時間、1時間単位での利用

久留米市役所 障害者福祉課

TEL：0942-30-9035 FAX：0942-30-9752

医療的ケア短期入所事業

日常的な医療的ケアが必要なお子さんの介護を行う家族や、お子さんの地域での生活を支援するため、宿泊で短期入所施設を利用できます。

久留米市役所 障害者福祉課

TEL：0942-30-9035 FAX：0942-30-9752

久留米市介護サービス事業者協議会

TEL：0942-34-7772 FAX：0942-46-5841

久留米市小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業

在宅で人工呼吸器装着者等の医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等を、医療機関で一時的に預かります。

【実施内容】

家族等の介護者の休息等の理由により、一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に、14日間を限度として指定された医療機関で預かり、必要な療養上の介護等を行います。

【利用者負担】

原則無料

久留米市保健所 健康推進課

TEL：0942-30-9729 FAX：0942-30-9833

居宅介護等給付事業

障害者が居宅において日常生活を営み、障害者の自立と社会参加を促進するための事業です。

種類	支援内容	対象者
居宅介護	ホームヘルパーが自宅に訪問して、食事・入浴・排せつ等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の家事援助、病院等への通院のための通院等介助を行います。	障害支援区分1以上
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、居宅介護における身体介護、家事援助に加え、コミュニケーション支援、見守り支援、外出時の移動支援を比較的長時間に渡り、継続的に行います。	障害支援区分4以上 ＊二肢以上に麻痺がある方かつ、歩行、移乗、排尿、排便がいずれも困難な方 ＊障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目の合計点が10点以上の方
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難がある方を対象に、外出時の同行介助を行います。	視覚障害がある方
行動援護	知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する方を対象に、外出時における不安定・不適切な行動の予防や食事の介助等を行います。	障害支援区分3以上 ＊障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目の合計点が10点以上の方

久留米市役所 障害者福祉課

TEL：0942-30-9318 FAX：0942-30-9752

短期入所給付事業

在宅の障害児・障害者を介護している家族が疾病、休息、またはその他の理由により介護が困難になった場合に、障害児・障害者が一時的に宿泊で短期入所施設を利用できます。

久留米市役所 障害者福祉課

TEL：0942-30-9318 FAX：0942-30-9752

日中一時支援事業

介護を行う家族の疾病等により一時的に自宅介護が困難になった場合に、施設等で見守り・社会適応訓練を利用できます。

【対象者】

療育手帳を所持する方、または児童相談所、更生相談所の判定により知的障害があると認められる方。児童の場合は、その他の疾患でも認められる場合がありますので、お問い合わせください。

久留米市役所 障害者福祉課

TEL：0942-30-9318 FAX：0942-30-9752

◆住宅に関すること

住宅改造費の助成 ①福岡すみよか事業 ②日常生活用具給付事業

①福岡すみよか事業（県事業）

重度の身体障害や重度の知的障害がある方で、市県民税非課税世帯の場合は、現在住んでいる住宅を生活しやすいように改造する費用の一部を補助します。

②日常生活用具給付制度（市事業）

身体に一定以上の障害がある方が、自身の住む住宅を改修する際に、申請により改修費用の一部が給付されます。

久留米市役所 障害者福祉課

TEL：0942-30-9035 FAX：0942-30-9752

各総合支所市民福祉課でも受け付けています（→88 ページ）

◆交通・移動・外出に関すること

移動支援事業

身体障害者手帳1・2級の二肢以上に障害がある方、知的障害、精神障害がある方の外出の際の介助を行います（公共交通機関を利用）。

久留米市役所 障害者福祉課

TEL：0942-30-9318 FAX：0942-30-9752

*障害者支援の制度等の詳細は「障害者福祉ハンドブック」に掲載しています。

【問合せ先】

久留米市役所 障害者福祉課

TEL：0942-30-9035 FAX：0942-30-9752

11 高齢者や認知症の人がいる方への支援

地域包括支援センター（総合相談窓口）

介護、健康、虐待防止、権利擁護など、高齢者の日常に関する相談や支援を行います。さまざまな相談に対応できるように、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士等が、行政・介護サービス事業者・地域住民団体などと連携を図って、包括的なサポートを行います。

○センター設置場所

名称	住所	電話番号	FAX
中央	東町 32-2	46-8711	34-7217
中央第2	原古賀町 30-1	27-6860	27-6654
中央第3	諏訪野町 1903 番地 6	27-6886	27-6874
東	山本町豊田 1499-21	41-5522	47-2777
東第2	田主丸町田主丸 459-11	0943-72-8055	0943-72-0833
西	三瀬町玉満 2779-1	51-6100	64-2082
西第2	大善寺南二丁目 10 番 8 号	27-8569	27-5958
南	上津一丁目 13 番 22 号	51-2332	21-2103
南第2	南一丁目 8 番 1 号	36-5311	36-5312
北	北野町中 3253	23-1055	78-7255
北第2	東合川 5 丁目 8 番 5 号	65-5156	65-5305

* 市外局番の記載のないものは 0942

各地域包括支援センター

久留米市役所 長寿支援課

TEL：0942-30-9038 FAX：0942-36-6845

介護保険サービスの利用方法

要介護認定申請をし、判定された要介護状態区分に基づき、各種サービスを利用することができます。

【対象者】

- ・ 65 歳になられた方
- ・ 40～64 歳の方で加齢による特定疾病に該当する方

【利用までの流れ】

- ① 本人または家族が申請（居宅介護支援事業者、地域包括支援センターによる代行申請も可）
- ② 市が委託した訪問調査事業所、市または社会福祉協議会の調査員が心身の状況や生活の様子について聞き取り調査を実施。本人の主治医より心身の状況についての意見書を作成してもらう
- ③ 認定調査の結果や主治医意見書をもとに介護認定について審査・判定を行う
- ④ 認定結果をもとに、心身の状況に応じて自宅でサービスを受けるか施設に入所するか決定する
- ⑤ ケアプランにもとづいて在宅や施設で保健・医療・福祉の総合的なサービスを利用する

久留米市役所 介護保険課

サービスの利用：計画・給付チーム TEL：0942-30-9036

要介護認定申請：認定チーム TEL：0942-30-9025

FAX：0942-36-6845（共通）

成年後見制度

認知症や障害などにより、判断能力が十分でない方に対し、家庭裁判所が成年後見人等を選任することで、金銭管理や介護サービスの契約などを本人に代わり行い、生活や暮らしを守り、安心して暮らせるように支援する制度です。

久留米市成年後見センターで申立（申請）の助言等を行っております。お気軽にお問い合わせください。

【申請手続】

本人・配偶者・4親等内の親族により家庭裁判所へ申請してください。

久留米市成年後見センター（長門石1丁目1-34）
（久留米市社会福祉協議会内）

TEL：0942-30-2732 FAX：0942-34-3090

福岡家庭裁判所久留米支部（篠山町21）

TEL：0942-38-6141

久留米市役所 長寿支援課

TEL：0942-30-9038 FAX：0942-36-6845

* 高齢者支援の制度等の詳細は「高齢者支援パンフレット」に掲載しています。

【問合せ先】

久留米市役所 長寿支援課

TEL：0942-30-9038 FAX：0942-36-6845



12 窓口一覧

相談窓口一覧

項目／相談先	TEL	FAX／MAIL
○子育てに悩んでいるとき		
こども子育てサポートセンター	30-9302	30-9718
地域子育て支援センター	21 ページの各センターへご連絡ください	
○妊娠のことで悩んでいるとき		
妊娠ほっとライン	30-9345	ninsin@city.kurume.lg.jp
○子どもの発達に心配があるとき		
こども子育てサポートセンター	30-9731	30-9718
幼児教育研究所	35-3812	35-3886
学校教育課	30-9217	30-9719
○子どもの福祉や児童虐待の相談をしたいとき		
家庭子ども相談課	30-9208	30-9718
○生活に心配があるとき		
生活支援第2課	30-9023	30-9710
生活自立支援センター（西部）	30-9185	30-9186
生活自立支援センター（東部）	30-9113	30-9327
社会福祉協議会	34-3035	34-3090
家庭子ども相談課（ひとり親家庭）	30-9063	30-9718
○子どもの教育費に心配があるとき		
学校保健課（就学援助）	30-9273	30-9719
＊奨学金は、在籍の中学校・高校へご相談ください（奨学金は 41 ページ以降を参照）		
○子ども自身の悩みがあるとき（※印は大人も相談可）		
結（ゆい）らいん	0120-870-552	youiline@city.kurume.lg.jp
子どもの人権 110 番※	0120-007-110	—
24 時間子供 SOS ダイヤル※	0120-0-78310	—
若者相談窓口「みらくる」※	0120-369-656	34-9001
○夫からの暴力など女性の悩みがあるとき		
女性のための相談専用ダイヤル	30-7802	—
○子どもの病気やケガ、虐待の相談など緊急のとき		
久留米広域小児救急センター	35-3322	34-3115
小児救急医療電話相談	#8000 (092-731-4119)	—
救急医療電話相談	#7119 (092-471-0099)	—
児童相談所虐待対応ダイヤル	189	—

* 市外局番の記載のないものは 0942

保育所・幼稚園・認定こども園一覧

教育・保育認定が必要な施設：①保育所（２・３号認定）、②認定こども園（１～３号認定）、
③認定が必要な幼稚園（１号認定）

利用認定が必要な施設：④従来どおりの幼稚園

①～④の認定は市が行います。認定については、市子ども保育課（TEL：30-9025、FAX：30-9718）
へお問い合わせください。

* 電話番号は、市外局番の記載がないものは 0942

* 一部の保育所では、保護者がパート就労、緊急時、リフレッシュ等の場合に一時的にお子さんを
お預かりする一時保育を実施しています（通常の保育所入所とは異なります。）。保育の内容は、
保育所によって異なりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

①保育所

保育所名	所在地	TEL	FAX	一時 保育
江南（公立）	荘島町 11-1	35-3827	35-3837	○
篠山	城南町 21-8	32-9655	32-9850	
わんぱく	東櫛原町 738-1	36-1895	36-1893	
きらら(夜間)	小頭町 10-22	38-4154	37-1154	
ふじ	大石町 329-24	32-5553	32-1832	
水天宮	京町 313-1	33-0078	33-1023	
のぎっこ(水天宮分園)	京町 269-6	33-0076	33-1023	
長門石	長門石町 538	38-7964	38-7967	○
小森野	小森野五丁目 19-32	34-2929	34-2979	
上旗	御井町 1600-24	43-1826	43-1836	
つばさ	合川町 235-1	43-5585	43-5586	
木の実	東合川九丁目 8-1	43-2818	43-2960	
文殊乳児	東合川七丁目 6-10	44-3388	44-2643	○
白峯（公立） R8.4 民間移譲予定	山川市ノ上町 3-33	43-5075	43-5125	
千歳	宮ノ陣町大杜 1065-1	33-3778	33-3787	○
子鳩	諏訪野町 1615-1	22-0105	21-8663	
子鳩分園	諏訪野町 1614-7	22-0105	21-8663	
晴明	西町 871-1	33-4434	33-4464	
松柏（公立）	野中町 690	33-3995	33-3605	
明星	国分町 875-37	21-6967	21-6962	
わかぐさ	野中町 51-3	43-9738	45-6938	○
ひまわり（公立）	白山町 535-1	38-4108	38-4109	
聖徳	津福本町 946-1	32-8566	32-8576	
津福	津福本町 1941-7	32-2397	34-1661	
金丸	津福本町 514-2	39-5888	33-5155	

保育所名	所在地	TEL	FAX	一時 保育
草康園	南二丁目 21-8	21-5887	21-0543	○
青い鳥	上津町 2228-1012	22-3154	48-3101	
上津	上津二丁目 5-22	22-3420	22-3420	
ひいらぎ	上津町 2143-1	51-0800	51-0829	
高良内	高良内町 2578-1	43-0158	43-0711	
こどもの杜	藤山町 356-1	65-8232	65-8233	○
住吉	安武町住吉 1669	27-0700	27-1256	○
美希	安武町安武本 1125	26-2960	26-3083	○
安武	安武町武島 773-1	26-4455	26-4468	○
大善寺	大善寺町藤吉 879	26-2609	26-2671	
荒木（公立） R8.4 民間移譲予定	荒木町荒木 1484	26-3313	26-3675	
りんごの木	荒木町荒木 1313	26-7154	26-7854	○
ゆりかご	津福今町 607-6	39-3466	39-3466	
筑水	山本町耳納 90-2	43-7051	43-7052	○
発心	草野町草野 527-1	47-0076	47-0153	○
かやのみ	善導寺町飯田 359-2	47-3683	47-3639	
こでまり	善導寺町飯田 1283-1	47-4049	47-4114	○
善導寺（公立）	善導寺町飯田 562	47-1074	47-1248	
大橋	大橋町合楽 85-1	47-0258	42-0280	○
船越	田主丸町船越 418-3	0943-72-0965	0943-76-9211	○
水縄	田主丸町石垣 1130-2	0943-72-2932	0943-72-2932	○
田主丸（公立）	田主丸町常盤 1221-2	0943-72-0329	0943-72-0329	
竹野	田主丸町竹野 2127-1	0943-72-2368	0943-72-2829	
かわい	田主丸町志塚島 972-2	0943-72-3584	0943-72-3584	○
報恩	北野町高良 1685-4	78-6100	78-7716	
童心園	北野町今山 666-1	78-4611	78-6092	
中村	北野町中 3135	78-3556	78-3556	
大城（公立）	北野町大城 121-1	78-3298	78-3298	○
城島	城島町城島 276	62-3444	62-3907	
浮島	城島町浮島 360-4	62-2332	62-4049	○
西牟田	三瀨町西牟田 4583	64-4270	64-4284	○
犬塚（公立）	三瀨町玉満 1938	64-2020	64-2020	

②認定こども園

*「△」は、土曜日に預かり保育を実施しておりません。

	認定こども園名	所在地	TEL	FAX	預かり 保育	一時 保育
幼保連携型	久留米あかつき幼稚園	東櫛原町 1914	35-8682	38-2859	△	
	西久留米こども園	長門石 1 丁目 1-57	39-5069	39-5068	○	○
	永福寺幼稚園・保育園	御井町 536-2	43-8331	43-8361	○	○
	合川幼稚園	合川町 502-1	43-3997	43-4011	○	
	かおりこども園	宮ノ陣一丁目 12-10	33-8570	35-5798	○	○
	かおりガーデンこども園 (かおりこども園分園)	宮ノ陣四丁目 2-11	39-8880	39-8900	○	
	みやのじんこども園	宮ノ陣五丁目 12-60	38-9446	38-9448	△	
	アイスクール幼稚園	野中町 834-3	32-0815	32-0816	○	
	久留米天使こども園	野中町 1279	38-5448	37-1132	○	
	久留米育英幼稚園・保育園	国分町 1630-2	21-9110	22-4355	○	
	金丸ぶらすこども園	津福本町 507	39-1200	33-5155	○	
	鳥飼こども園	梅満町 1398	33-4239	33-3122	○	
	くるめ天心幼稚園	安武町安武本 718	26-3010	26-3075	○	○
	せいほうこども園	青峰二丁目 3-1	43-9502	43-9522	○	○
	つぼみ幼稚園・保育園	荒木町荒木 1920-2	27-2894	27-2904	○	
	わらしこ保育園	荒木町下荒木 1631-3	26-2423	26-5773	○	○
	白鳥こども園	荒木町白口 457	27-1334	27-1975	○	○
	星の子こども園	田主丸菅原 800-1	0943- 73-1187	0943- 73-1187	○	○
	北野おおぞら幼稚園	北野町中 687-2	78-0888	78-0890	○	
	金島子ども園	北野町八重亀 594	78-7345	78-7345	○	○
	芦塚下田こども園	城島町芦塚 3-8	62-6065	62-6144	○	
	青木こども園	城島町青木 950-2	62-3276	54-8988	○	
	みづまこどもえん	三潴町田川 362-1	64-2588	64-2294	○	○
保育所型	江上保育園	城島町江上 489	62-2035	62-3136	○	○
幼稚園型	聖使幼稚園 せいしキディ・クラブ	中央町 30-5	32-4971	32-7678	△	
	おひさま くるめようちえん	長門石四丁目 10-3	38-8649	38-8756	○	
	久留米純心幼稚園 久留米純心 Jr 保育園	山川追分一丁目 12-30	44-2525	44-7301	○	
	久留米ふたば幼稚園	宮ノ陣四丁目 11-36	32-6458	32-6467	△	
	大谷幼稚園 大谷こども園	西町 540-1	32-3062	39-5077	○	
	正進幼稚園	津福今町 471-10	35-8732	35-8753	○	
	国分幼稚園 エールキッズ	国分町 215	21-7308	21-7308	△	
	成田山幼稚園	上津町 1386-22	22-0911	22-0918	○	
	認定こども園 翠 高良内幼稚園 キッズハウスふたば	高良内町 1226	43-7818	44-8577	△	
	大善寺幼稚園	大善寺町宮本 791	27-3600	27-4387	△	
	城島すみれ幼稚園	城島町六町原 812-1	62-6212	62-6235	○	○
	敬愛文化幼稚園	城島町西青木 582-1	62-6161	62-6171	○	○

③事業所内保育事業所 次の施設では、3号認定の子どもの保育を行っています。

保育所名	所在地	TEL	FAX	地域 定員枠
天神キッズ保育園	天神町 134-1-4F (特別養護老人ホームわかくさ内)	30-0085	30-0085	5 人
キッズ21	宮ノ陣三丁目 3-8 (古賀病院 21 内)	65-6777	65-6777	5 人
ヤクルトたんぽぽ保育園	津福今町 219-2 (ヤクルト津福センター内)	48-1537	48-1537	4 人
パンダ保育園	藤光町 965-2 (高良台リハビリテーション病院内)	51-3536	65-6940	4 人

④小規模保育事業所 次の施設では、3号認定の子どもの保育を行っています。

保育所名	所在地	TEL	FAX	利用 定員
久留米ベビーガーデン保育園	東町 341	80-6530	80-6535	19 人
じぶんみらい保育園久留米	荘島町 9-2 Lien 久留米 BLDG 1 階	37-7700	37-7700	19 人

⑤支給認定を必要とする幼稚園

幼稚園名	所在地	TEL	FAX	預かり 保育	一時 保育
荘島	小頭町 4-2	34-0810	34-1065	△	
日善	日吉町 16-3	32-4037	32-4037	△	○
聖母	六ツ門町 22-43	32-0832	32-3728	△	
津福今	西町 121-8	34-5731	38-8867	△	
ランビニ	善導寺町飯田 683-1	47-1224	47-1295	○	

*「△」は、土曜日または長期休暇の預かり保育を実施していません。

⑥従来どおりの幼稚園

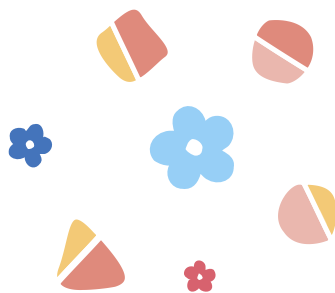
幼稚園名	所在地	TEL	FAX
久留米信愛	御井町 2278-1	43-4888	41-1114
巨瀬川	田主丸町田主丸 743-5	0943-73-3066	0943-73-3096



問い合わせ先

* 市外局番の記載のないものは 0942

久留米市役所	TEL	FAX
本庁舎内		
市民課	30-9099	30-9758
マイナンバーカードコールセンター	30-9229	30-9758
市民税課	30-9008	30-9753
健康保険課	30-9029	30-9751
医療・年金課 (国民年金)	30-9032	30-9107
(子ども・ひとり親家庭等・重度障害者医療)	30-9034	
障害者福祉課	30-9035	30-9752
生活支援第1・2課	30-9023	30-9710
長寿支援課	30-9038	36-6845
子ども政策課	30-9227	30-9718
子ども保育課	30-9025	
家庭子ども相談課 (ひとり親相談・婦人相談)	30-9063	
(児童相談)	30-9208	
(手 当)	30-9066	
こども子育てサポートセンター (母子保健)	30-9731	30-9707
(包括支援・子ども総合相談・ヤングケアラー相談)	30-9302	
労政課	30-9046	30-9707
学校教育課	30-9217	30-9719
学校保健課	30-9273	
協働推進課	30-9064	30-9706
広聴・相談課 (外国人相談窓口)	30-9096	30-9711
市営住宅課	30-9086	30-9743
久留米市保健所		
保健予防課 (精神保健)	30-9728	30-9833
(予防接種)	30-9730	
健康推進課	30-9729	30-9833
総合支所		
田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2112	0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	78-3552	78-6482
城島総合支所 市民福祉課	62-2112	62-3732
三潴総合支所 市民福祉課	64-2312	65-0957
市民センター		
耳納市民センター	47-0099	41-5107
千歳市民センター	44-0099	41-1207
高牟礼市民センター	45-0099	41-1107
上津市民センター	21-0099	51-2107
筑邦市民センター	27-0099	51-3107
保健センター等 保健師受付相談窓口		
南部保健センター	21-0056	21-0030
田主丸保健センター (田主丸総合支所市民福祉課内)	0943-72-2113	0943-72-3819
北野保健師事務室 (北野総合支所本館1階)	23-1307	78-6482
城島保健福祉センター (城島総合支所市民福祉課内)	62-2113	62-3732
三潴保健センター (三潴総合支所市民福祉課隣接)	64-2412	65-0957
えーるピア久留米		
男女平等推進センター	30-7800	30-7811
久留米市総合幼児センター		
幼児教育研究所	35-3812	35-3886
久留米市青少年育成センター		
青少年育成課	35-3806	34-9001



編集・発行

久留米市役所 子ども未来部 子ども政策課

〒830-8520 久留米市城南町 15-3

TEL : 0942-30-9227 FAX : 0942-30-9718

E-mail : egao@city.kurume.lg.jp

発行年月

令和8年3月